

# 資料編



## 第1 条例・要綱関連

### 1 明石市防災会議条例

(昭和38年条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、明石市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 明石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び副会長である委員その他の委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、2人とし、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 兵庫県知事の部内の職員
  - (3) 兵庫県警察の警察官
  - (4) 明石市職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、委員がその職に在職する期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、明石市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、防災会議に諮つて会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(明石市水防協議会条例の廃止)

- 2 明石市水防協議会条例(昭和62年条例第31号)は、廃止する。

## 2 明石市防災会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、明石市防災会議条例(昭和38年条例第16号)第6条の規定に基づき、明石市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

2 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

3 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### (議事の特例)

第4条 防災会議の議案で、一部特定の機関のみに関係がある事案については、会長が適宜の方法により関係ある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### (専決処分等)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### (異動報告)

第6条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者の職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総合安全対策室において行う。

(委任)

第8条 その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和42年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、明石市防災会議条例の一部を改正する条例（昭和62年条例第30号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 明石市災害対策本部条例

(昭和 38 年条例第 17 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 の 2 条第 8 項の規定に基づき、明石市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(災害対策本部員及び部)

第 3 条 災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

2 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 7 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 明石市災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明石市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）第4条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部会議)

第2条 本部長、副本部長及び本部員で本部会議を構成する。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、公営企業管理者、理事、局長及び第4条に定める各部の長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 本部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

- (1) 災害予防等緊急措置に関すること。
- (2) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害時の人心安定及び治安警備に関すること。
- (4) 災害時の応急対策の実施、調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (6) 配備体制の決定に関すること。

(部及び班)

第4条 本部に別に定める部及び班をおく。

2 部長、副本部長及び班長は別に定める。

3 班員は別に定める課等に所属する職員及び特に指名された職員をもって充てる。

(初動体制)

第5条 本部長は、初動体制として、次の各号の区分により班員を配備する。なお、勤務時間外においては、指定された班員が参集する。

(1) 連絡体制

緊急連絡に備える体制とする。勤務時間外は、指定連絡要員の一部が参集する。

(2) 警戒体制

情報収集、市民への対応、緊急連絡等を行う体制とし、指定連絡要員の一部は、指定された場所に参集する。勤務時間外は、指定連絡要員全員が指定された場所に参集する。

なお、必要に応じて本部を設置する。

(3) 災害対策本部体制

本部を設置し、本部会議を開催する。勤務時間外は、要員の全員が指定された場所に参集する。

なお、体制が整うまでは、災害対策本部非常体制とし、指定統括者等による現場指揮の



もとで対応する。

(配備指令)

第6条 各部長は、前条第3号の災害対策本部体制において、本部長の命に基づき、次の各号の区分により班員を配備する。

(1) 第1号配備指令

局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 第2号配備指令

局地災害が発生した場合で、第1配備体制を強化し、被害の拡大防止及び軽減を図るための活動が遂行できる体制。

(3) 第3号配備指令

市域の全域にわたって災害が発生した場合、又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、本部長が全本部の活動を必要と認めるとき。要員の全員をもって対処する体制。

2 前項に規定する指令は、すべての部等に適用する。ただし、必要があるときはその都度指定する部等にのみ適用する。

3 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなったときは、直ちに解散するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めあるもののほか、本部の設置、活動に関し必要な事項は、明石市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和38年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

## 5 明石市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等により組織される自主防災組織の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる自主防災組織は、地震や水害等の災害に対処するため、明石市における自治会等に関する規則（昭和41年規則第18号）第3条の規定に基づいて登録を受けた自治会等が基幹となり、概ね小学校区単位で結成された団体であって、自主防災組織結成届（様式第1号）により届出のあったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする年度において、明石市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第33号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する地域交付金（以下「地域交付金」という。）の交付を受けている協働のまちづくり推進組織（同項に規定する協働のまちづくり推進組織をいい、当該年度において、地域交付金の交付を受けることが確実と見込まれる協働のまちづくり推進組織を含む。）の活動小学校区（条例第7条に規定する活動小学校区をいう。）における自主防災組織は、補助金の交付の対象とならない。

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業について、補助金を交付することができる。

- (1) 自主防災組織の運営
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の点検整備
- (4) 災害情報の伝達
- (5) その他地域の自主防災力を高める事業として市長が特に認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自主防災組織を構成する世帯数（次条の規定による補助金の交付申請を行った日の属する年度の4月1日における世帯数とする。）に16円を乗じて得た額に組織加入自治会等の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額を上限

とし、年度単位で交付する。ただし、年度途中で自主防災組織として登録されたときは、登録された日の属する月の翌月から月割り計算した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該自主防災組織の代表者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織の代表者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 自主防災組織を解散したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた自主防災組織の代表者は、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後30日以内に、補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(補助金の精算)

第 10 条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上精算を行い、その結果、補助金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還させるものとする。

(帳簿等の整備)

第 11 条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出についての証拠書類を整理しなければならない。

(調査)

第 12 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた自主防災組織の代表者に対して報告を求め、又は職員に係る帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(防災訓練等への協力)

第 13 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた自主防災組織は、自ら防災訓練を実施するとともに、市の主催する防災訓練、防災講習会等に参加するよう努めなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(明石市自主防災組織への防災資機材整備等補助金交付要綱の廃止)

2 明石市自主防災組織への防災資機材整備等補助金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日制定）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日制定）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日制定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

(平成 28 年条例第 6 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10 第 1 項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援等関係者 消防機関、警察、民生委員又は児童委員、自治会又は町内会、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (5) 名簿情報 法第 49 条の 10 第 2 項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供する

ことができない。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

- 第 4 条 市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条第 1 項又は第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

- 第 5 条 名簿情報被提供者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第 6 条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

- 第 7 条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第 49 条の 13 の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(避難行動要支援者名簿の保管)

- 第 8 条 市長は、災害時における名簿情報の円滑な提供を図るため、避難支援等の実施に必要な限度で、小学校区コミュニティ・センターその他の公共施設に避難行動要支援者名簿を保管するものとする。

(委任)

- 第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

## 7 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成28年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の登録)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

- (1) 市長が別に定めるひとり暮らし高齢者台帳に登録している者
- (2) 市長が別に定める高齢者保健福祉台帳に登録している者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5であるもの
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の種類が、視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由であり、かつ、等級が1級又は2級であるもの
- (5) 厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAであるもの
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

第4条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法（昭和36年第223号）第49条の10第



2 項の規定により、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供に係る拒否の申出等)

第5条 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める方法は、避難行動要支援者又はその代理人(以下「避難行動要支援者等」という。)が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書(様式第1号)を市長に提出する方法とする。

3 避難行動要支援者等は、条例第3条第2項の規定による拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)



<p>避難部 部長 ・教育局長 副部長 ・教育委員会事務局教育企画室長 ・市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班 ◎ 総務担当(教育) 避難・教育対策班 学校管理担当 避難・教育対策班 青少年教育担当 避難・教育対策班 学校教育課 避難・教育対策班 学校給食課 避難・教育対策班 児童生徒支援課 避難・教育対策班 あかし教育研修センター 避難・教育対策班 明石商業高等学校事務局 避難・教育対策班 文化・スポーツ室</p>
<p>活動部 部長 ・都市局長 〔担当:統括班・情報対策班 活動第3・4・5班〕 ・都市局道路部長 〔担当:活動第1・2班〕 ・都市局下水道部長 〔担当:活動第6班〕 副部長 ・都市局都市整備室長 〔担当:統括班・情報対策班・活動第4班〕 ・都市局道路安全室長 〔担当:活動第1班〕 ・市民生活局産業振興室長 〔担当:活動第2班〕 ・都市局住宅・建築室長 〔担当:活動第3・5班〕 ・都市局下水道室長 〔担当:活動第6班〕</p>	<p>統括班 ◎ 都市総務課 情報対策班 ○ 都市総務課 情報対策班 道路総務課 活動第1班 ○ 道路総務課 活動第1班 道路整備課 活動第1班 海岸・治水課 活動第1班 交通安全課 活動第2班 農水産課 活動第3班 ○ 開発審査課 活動第3班 建築安全課 活動第3班 営繕課 活動第4班 ○ 緑化公園課 活動第4班 区画整理課 活動第5班 住宅課 活動第6班 ○ 下水道総務課 活動第6班 下水道施設課 活動第6班 下水道整備課</p>
<p>水道部 部長 ・公営企業管理者・水道局長 副部長 ・水道局次長</p>	<p>給水班 ◎ 総務担当 給水班 経営企画担当 給水班 業務担当 給水班 工務担当 給水班 浄水担当</p>
<p>支援部 部長 ・市民生活局長 〔担当:地域統括班・供給班・物資受入班・ 斎場班〕 副部長 ・市民生活局市民生活部長 〔担当:地域統括班〕 ・市民生活局市民生活室長 〔担当:供給班・物資受入班〕</p>	<p>地域統括班 ◎ コミュニティ・生涯学習課 地域統括班 市民課 地域統括班 あかし総合窓口 地域統括班 大久保市民センター 地域統括班 魚住市民センター 地域統括班 二見市民センター 供給班 市民課 供給班 ○ 人権推進課 供給班 男女共同参画課 供給班 長寿医療課 物資受入班 ○ 国民健康保険課</p>
<p>医療部 部長 ・福祉局保健部長 副部長 ・福祉局次長(医療連携担当)</p>	<p>救護対策班 ◎ あかし保健所保健総務課 救護対策班 あかし保健所保健予防課 救護対策班 あかし保健所健康推進課 救護対策班 あかし保健所相談支援課 救護対策班 あかし保健所生活衛生課</p>
<p>環境部 部長 ・市民生活局環境部長 副部長 ・市民生活局環境室長</p>	<p>災害廃棄物対策班 ◎ 環境総務課 災害廃棄物対策班 環境創造課 災害廃棄物対策班 環境保全課 ごみ処理班 産業廃棄物対策課 ごみ処理班 ○ 資源循環課 ごみ処理班 収集事業課 斎場班 環境総務課</p>

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

※ 新型インフルエンザについては、別途定める行動計画に基づき対応するものとする。

## 2 明石市災害対策本部の事務分掌（地震対策）

[各部共通の事務]

- (1) 所属職員の動員連絡に関する事。
- (2) 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (3) 各所管施設等の防災活動、応急復旧等に関する事。
- (4) 分掌事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事。
- (5) 分掌事務に係る人員及び物資の輸送に関する事。
- (6) 民間団体及び市民の協力要請に関する事。
- (7) 他部及び他班への応援、協力等に関する事。

**各局部室課（かい）は、平常時及び災害時における災害対策本部設置前においても、本表に定める事務を担当するものとする。**

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>災害対策本部事務局</b> <b>(総合安全対策室)</b> 事務局長 総合安全対策部長	調整第1班～3班 ○ (会計室) (工事検査課) (議会局総務課) (議会局議事課) (監査事務局) (選挙管理委員会事務局) ○ (産業政策課) (天文科学館) (農業委員会事務局) ○ (あかし動物センター)	①災害対策本部の設置、閉鎖等に関する事。 ②防災指令その他命令伝達等に関する事。 ③本部会議の開催に関する事。 ④防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤職員への情報伝達に関する事。 ⑥自衛隊派遣要請に関する事。 ⑦災害活動期に応じた他班・他部への協力に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<b>総務部</b> 部長 総務局長  副部長 総務局総務管理室長 〔庶務班担当 情報整理班担当〕  総務局職員室長 職員班担当	庶務班 ◎ (総務課)	①災害対策本部への協力に関すること。 ②災害救助法の適用申請等に関すること。 ③その他、他の部・班の所管に属さないこと。
	情報整理班 (情報管理課) (デジタル推進課)	①災害情報の整理、記録等に関すること。 ②災害活動に関する情報処理に関すること。
	職員班 ○ (職員室職員担当) (職員室給与・厚生担当) (職員室人材開発担当)	①災害応急対策要員用の食糧・物資の調達・配付に関すること。 ②職員の安否確認、及び参集状況の把握に関すること。 ③職員配備状況の把握、調整、派遣等に関すること。 ④県・他市町等との相互応援及び応援職員の受入れ並びに配備に関すること。 ⑤公務災害の認定に関すること。
<b>広報部</b> 部長 政策局長  副部長 政策局広報部長	秘書班 (市長室)	①災害視察者、見舞者等の応接に関すること。 ②被災者の慰問等に関すること。 ③防災功労者のほう彰等に関すること。 ④秘書に関すること。
	広報班 ◎ (広報課) (シティセールス課) (市民相談室) (本のまち推進課) (企画・調整室) (インクルーシブ推進室)	①報道機関との連絡、調整等に関すること。 ②災害広報活動、広聴等に関すること。 ③関係機関、市民等に対する災害情報の伝達に関すること。 ④被災者相談センターの開設に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<b>調査部</b> 部長 総務局財務部長  副部長 総務局財務室管財担当課長 〔 庁舎管理班担当 財務班担当 〕  総務局税務室長 調査班担当	庁舎管理班 (財務室管財担当)	①災害対策本部にかかる電源及び通信設備等の確保に関すること。 ②庁舎施設等の安全確認、防護措置及び復旧に関すること。 ③帰宅困難職員への休憩室等の確保に関すること。 ④共用自動車の配車調整に関すること。
	財務班 ◎ (財務室財務担当) (財務室契約担当)	①災害予算の編成、執行計画等の策定に関すること。 ②災害対策用物資(食糧を除く。)の調達、検収等に関すること。
	調査班 ○ (税制課) (市民税課) (資産税課) (納税課)	①家屋の被害状況調査に関すること。 ②罹災証明書の発行に関すること。
<b>消防活動部</b> 部長 消防局長  副部長 消防局次長 指令統制班担当  消防局次長(管理担当) 〔 庶務班担当 消防統括班担当 方面隊活動班担当 情報収集伝達班担当 〕  消防署長 活動班担当	(共通) ①被害状況の収集、報告に関すること。 ②避難の勧告、指示等に基づく誘導等に関すること。	
	庶務班 (総務課)	①各班の連絡調整に関すること。 ②資機材等の緊急調達に関すること。 ③その他、他班の所管に属さないこと。
	消防統括班 ◎ (警防課)	①災害活動方針の決定及び指揮支援に関すること。 ②関係機関との連絡調整に関すること。 ③警防力の補強又は援助に関すること。 ④災害対策本部への職員派遣に関すること。 ⑤車両・資機材等の調達に関すること。
	指令統制班 (情報指令課)	①災害通報への対応に関すること。 ②防災指令に関すること。 ③消防通信の運用に関すること。 ④情報支援に関すること。 ⑤関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥災害情報の収集に関すること。 ⑦気象予報警報に関すること。
	情報収集伝達班 (予防課)	①災害情報の収集、伝達、報告及び記録に関すること。 ②災害現場広報に関すること。 ③職員派遣に関すること。
	活動班 (消防署)	①防災活動に関すること。 ②被災者の搜索、救出、保護等に関すること。
	方面隊活動班 (消防団)	①各方面の防災活動に関すること。 ②各方面の被災者の搜索、救出、保護等に関すること。 ③要配慮者等の支援活動に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>援 護 部</b> 部長 福祉局長 要配慮者対策班担当 こども局長 援護班担当  副部長 福祉局高齢者総合支援部長 要配慮者対策班担当  こども局子育て支援部長 援護班担当	要配慮者対策班 ◎ (福祉総務課) (福祉施設安全課) (施設人材育成課) (生活福祉課) (障害福祉課) (発達支援課) (地域共生社会室) (高齢者総合支援室) (こども育成室) (明石こどもセンター総務課) (明石こどもセンター緊急支援課) (明石こどもセンターこども支援課) (明石こどもセンターさとおや課) (明石こどもセンターこども保護課) (こども健康課)	①要配慮者対策に関すること。 ②社会福祉協議会とボランティアの受入及び動員等の連携に関すること。  ①義援金の受け入れ窓口の開設及び広報、義援金の受付等に関すること。 ②法令に基づく弔慰金の支給、援護金の貸付等に関すること。 ③被災者生活再建支援金の支給等に関すること。 ④日本赤十字社の義援金の配分等に関すること。
<b>避 難 部</b> 部長 教育局長  副部長 教育委員会事務局教育企画室長 市民生活局文化スポーツ室長	避難・教育対策班 ◎ (総務担当) (学校管理担当) (青少年教育担当) (学校教育課) (児童生徒支援課) (青少年教育課) (あかし教育研修センター) (明石商業高等学校事務局) (文化・スポーツ室)	①避難所の開設に関すること。 ②避難所の運営に関すること。 ③災害による炊出しの応援に関すること。 ④学校施設、社会教育施設等の災害対策、応急復旧等に関すること。 ⑤児童生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑥応急教育の実施に関すること。 ⑦学校授業再開に向けての諸準備に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<b>活動部</b> 部長 都市局長 統括班担当 情報対策班担当 活動第3班担当 活動第4班担当 活動第5班担当 都市局道路部長 活動第1班担当 活動第2班担当 都市局下水道部長 活動第6班担当 副部長 都市局都市整備室長 統括班担当 情報対策班担当 活動第4班担当 都市局道路安全室長 活動第1班担当 市民生活局緊急生活支援部長 活動第2班担当 都市局住宅・建築室長 活動第3班担当 活動第5班担当 都市局下水道室長 活動第6班担当	(共通) ①所管する公共施設等の被害状況、災害対策状況、復旧状況等の情報収集、報告に関する事。	②避難の勧告、指示等に基づく誘導等に関する事。
	統括班 ◎ (都市総務課)	①部内の災害活動についての総合的な企画、実施に関する事。
	情報対策班 ○ (都市総務課) (道路総務課)	①市民等からの通報への対応に関する事。
	活動第1班 ○ (道路総務課) (道路整備課) (海岸・治水課) (交通安全課)	①道路、海岸、河川その他関連施設に係る災害活動に関する事。
	活動第2班 (農水産課)	①ため池、漁港その他関連施設に係る災害活動に関する事。
	活動第3班 ○ (開発審査課) (営繕課) (建築安全課)	①建築物応急危険度判定に関する事。 ②一般建築物に係る災害活動に関する事。 ③住宅の応急修理に関する事。 ④被災宅地危険度判定に関する事。 ⑤危険宅地、擁壁その他関連施設に係る災害活動に関する事。
	活動第4班 ○ (緑化公園課) (区画整理課)	①公園施設その他関連施設に係る災害活動に関する事。
	活動第5班 (住宅課)	①市営住宅、仮設住宅に係る災害活動に関する事。
	活動第6班 ○ (下水道総務課) (下水道施設課) (下水道整備課)	①下水道施設その他関連公共施設に係る災害活動に関する事。 ②他班に属さない災害活動に関する事。



部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>水 道 部</b> 部長 公営企業管理者・水道局長  副部長 水道局次長	給水班 ◎ (総務担当) (経営企画担当) (業務担当) (工務担当) (浄水担当)	①給水活動に関する事。 ②水道施設の災害復旧に関する事。
<b>支 援 部</b> 部長 市民生活局長 { 地域統括班担当 供給班担当 物資受入班担当 副部長 市民生活局市民生活部長 地域統括班担当  市民生活局市民生活室長 { 供給班担当 物資受入班担当	地域統括班 ◎ (コミュニティ・生涯学習課) (市民課) (あかし総合窓口) (大久保市民センター) (魚住市民センター) (二見市民センター)	①管内の災害状況、災害対策実施状況等の収集、報告等に関する事。
	供給班 (市民課) (長寿医療課) ○ (人権推進課) (男女共同参画課)	①避難者の食糧・物資の調達・配付に関する事。 ②炊出しの実施、配分等に関する事。
	物資受入班 (国民健康保険課)	①救援・義援物資の受入に関する事。
<b>医 療 部</b> 部長 福祉局保健部長  副部長 福祉局次長 (医療連携担当)	救護対策班 ○ (保健総務課) (保健予防課) (健康推進課) (相談支援課) (生活衛生課)	①救護所の開閉に関する事。 ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関する事。 ③感染症対策に関する事。
<b>環 境 部</b> 部長 市民生活局環境部長  副部長 市民生活局環境室長	災害廃棄物対策班 ◎ (環境総務課) (環境創造課) (環境保全課)	①災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関する事。 ②災害時のし尿の収集、処理計画の策定、実施等に関する事。
	ごみ処理班 (産業廃棄物対策課) ○ (資源循環課) (収集事業課)	①災害廃棄物の収集、処理計画の策定、実施等に関する事。 ②災害に係る感染症対策活動の支援に関する事。
	斎場班 (環境総務課)	①死体の収容、埋火葬等に関する事。

3 明石市災害対策本部機構図（風水害等対策）



<p>避難部 部長 ・教育局長 副部長 ・教育委員会事務局教育企画室長 ・市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班 ◎ 総務担当(教育) 避難・教育対策班 学校管理担当 避難・教育対策班 青少年教育担当 避難・教育対策班 学校教育課 避難・教育対策班 学校給食課 避難・教育対策班 児童生徒支援課 避難・教育対策班 あかし教育研修センター 避難・教育対策班 明石商業高等学校事務局 避難・教育対策班 文化・スポーツ室</p>
<p>活動部 部長 ・都市局長 〔担当:統括班・情報対策班・活動第3班〕 ・都市局道路部長 〔担当:活動第1・2班〕 ・都市局下水道部長 〔担当:活動第4班〕 副部長 ・都市局都市整備室長 〔担当:統括班、情報対策班〕 ・都市局道路安全室長 〔担当:活動第1班〕 ・市民生活局産業振興室長 〔担当:活動第2班〕 ・都市局住宅・建築室長 〔担当:活動第3班〕 ・都市局下水道室長 〔担当:活動第4班〕</p>	<p>統括班 ◎ 都市総務課 情報対策班 ○ 住宅課 情報対策班 都市総務課 活動第1班 ○ 道路総務課 活動第1班 道路整備課 活動第1班 海岸・治水課 活動第1班 交通安全課 活動第2班 農水産課 活動第3班 開発審査課 活動第3班 ○ 建築安全課 活動第3班 営繕課 活動第3班 緑化公園課 活動第3班 区画整理課 活動第4班 ○ 下水道総務課 活動第4班 下水道施設課 活動第4班 下水道整備課</p>
<p>水道部 部長 ・公営企業管理者・水道局長 副部長 ・水道局次長</p>	<p>給水班 ◎ 総務担当 給水班 経営企画担当 給水班 業務担当 給水班 工務担当 給水班 浄水担当</p>
<p>支援部 部長 ・市民生活局長 〔担当:地域統括班・供給班・物資受入班〕 副部長 ・市民生活局市民生活部長 〔担当:地域統括班〕 ・市民生活局市民生活室長 〔担当:供給班・物資受入班〕</p>	<p>地域統括班 ◎ コミュニティ・生涯学習課 地域統括班 市民課 地域統括班 あかし総合窓口 地域統括班 大久保市民センター 地域統括班 魚住市民センター 地域統括班 二見市民センター 供給班 市民課 供給班 ○ 人権推進課 供給班 男女共同参画課 供給班 長寿医療課 物資受入班 ○ 国民健康保険課</p>
<p>医療部 部長 ・福祉局保健部長 副部長 ・福祉局次長(医療連携担当)</p>	<p>救護対策班 ◎ あかし保健所保健総務課 救護対策班 あかし保健所保健予防課 救護対策班 あかし保健所健康推進課 救護対策班 あかし保健所相談支援課 救護対策班 あかし保健所生活衛生課</p>
<p>環境部 部長 ・市民生活局環境部長 副部長 ・市民生活局環境室長</p>	<p>災害廃棄物対策班 ◎ 環境総務課 災害廃棄物対策班 環境創造課 災害廃棄物対策班 環境保全課 ごみ処理班 産業廃棄物対策課 ごみ処理班 ○ 資源循環課 ごみ処理班 収集事業課 斎場班 環境総務課</p>

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

※ 新型インフルエンザについては、別途定める行動計画に基づき対応するものとする。

#### 4 明石市災害対策本部の事務分掌（風水害等対策）

[各部共通の事務]

- (1) 所属職員の動員連絡に関する事。
- (2) 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (3) 各所管施設等の防災活動、応急復旧等に関する事。
- (4) 分掌事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事。
- (5) 分掌事務に係る人員及び物資の輸送に関する事。
- (6) 民間団体及び市民の協力要請に関する事。
- (7) 他部及び他班への応援、協力等に関する事。

**各局部室課（かい）は、平常時及び災害時における災害対策本部設置前においても、本表に定める事務を担当するものとする。**

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>災害対策本部事務局</b> <b>(総合安全対策室)</b> 事務局長 総合安全対策部長	調整第1班～3班 ○ (会計室) (工事検査課) (議会局総務課) (議会局議事課) (監査事務局) (選挙管理委員会事務局) ○ (産業政策課) (天文科学館) (農業委員会事務局) ○ (あかし動物センター)	①災害対策本部の設置、閉鎖等に関する事。 ②防災指令その他命令伝達等に関する事。 ③本部会議の開催に関する事。 ④防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤職員への情報伝達に関する事。 ⑥自衛隊派遣要請に関する事。 ⑦災害活動期に応じた他班・他部への協力に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>総 務 部</b> 部長 総務局長  副部長 総務局総務管理室長 〔庶務班担当 情報整理班担当〕  総務局職員室長 職員班担当	庶務班 ◎ (総務課)	①災害対策本部への協力に関する事 ②災害救助法の適用申請等に関する事 ③その他、他の部・班の所管に属さない事
	情報整理班 ○ (情報管理課) (デジタル推進課)	①災害情報の整理、記録等に関する事 ②災害活動に関する情報処理に関する事
	職員班 ○ (職員室職員担当) (職員室給与・厚生担当) (職員室人材開発担当)	①災害応急対策要員用の食糧・物資の調達・配付に関する事 ②職員の安否確認、及び参集状況の把握に関する事 ③職員配備状況の把握、調整、派遣等に関する事 ④県・他市町等との相互応援及び応援職員の受入れ並びに配備に関する事 ⑤公務災害の認定に関する事
<b>広 報 部</b> 部長 政策局  副部長 政策局広報部長	秘書班 (市長室)	①災害視察者、見舞者等の応接に関する事 ②被災者の慰問等に関する事 ③防災功労者のほう彰等に関する事 ④秘書に関する事
	広報班 ◎ (広報課) (シティセールス課) (市民相談室) (本のまち推進課) (企画・調整室) (インクルーシブ推進室)	①報道機関との連絡、調整等に関する事 ②災害広報活動、広聴等に関する事 ③関係機関、市民等に対する災害情報の伝達に関する事 ④被災者相談センターの開設に関する事

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<b>調 査 部</b> 部長 総務局財務部長  副部長 総務局財務室管財担当課長 〔 庁舎管理班担当 財務班担当 〕  総務局税務室長 調査班担当	庁舎管理班 (財務室管財担当)	①災害対策本部にかかる電源及び通信設備等の確保に関すること。 ②庁舎施設等の安全確認、防護措置及び復旧に関すること。 ③帰宅困難職員への休憩室等の確保に関すること。 ④共用自動車の配車調整に関すること。
	財務班 ◎ (財務室財務担当) (財務室契約担当)	①災害予算の編成、執行計画等の策定に関すること。 ②災害対策用物資(食糧を除く。)の調達、検収等に関すること。
	調査班 ○ (税制課) (市民税課) (資産税課) (納税課)	①家屋の被害状況調査に関すること。 ②罹災証明書の発行に関すること。
<b>消防活動部</b> 部長 消防局長  副部長 消防局次長 指令統制班担当  消防局次長(管理担当) 〔 庶務班担当 消防統括班担当 方面隊活動班担当 情報収集伝達班担当 〕  消防署長 活動班担当	(共 通) ①被害状況の収集、報告に関すること。 ②避難の勧告、指示等に基づく誘導等に関すること。	
	庶務班 (総務課)	①各班の連絡調整に関すること。 ②資機材等の緊急調達に関すること。 ③その他、他班の所管に属さないこと。
	消防統括班 ◎ (警防課)	①災害活動方針の決定及び指揮支援に関すること。 ②関係機関との連絡調整に関すること。 ③警防力の補強又は援助に関すること。 ④災害対策本部への職員派遣に関すること。 ⑤車両・資機材等の調達に関すること。
	指令統制班 (情報指令課)	①災害通報への対応に関すること。 ②防災指令に関すること。 ③消防通信の運用に関すること。 ④情報支援に関すること。 ⑤関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥災害情報の収集に関すること。 ⑦気象予報警報に関すること。
	情報収集伝達班 (予防課)	①災害情報の収集、伝達、報告及び記録に関すること。 ②災害現場広報に関すること。 ③職員派遣に関すること。
	活動班 (消防署)	①防災活動に関すること。 ②被災者の捜索、救出、保護等に関すること。
	方面隊活動班 (消防団)	①各方面の防災活動に関すること。 ②各方面の被災者の捜索、救出、保護等に関すること。 ③要配慮者等の支援活動に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<p><b>援 護 部</b></p> <p>部長 福祉局長 要配慮者対策班担当 こども局長 援護班担当</p> <p>副部長 福祉局高齢者総合支援部長 要配慮者対策班担当 こども局子育て支援部長 援護班担当</p>	<p>要配慮者対策班</p> <p>◎ (福祉総務課) (福祉施設安全課) (施設人材育成課) (生活福祉課) (障害福祉課) (発達支援課) (地域共生社会室) (高齢者総合支援室) (こども育成室) (明石こどもセンター総務課) (明石こどもセンター緊急支援課) (明石こどもセンターこども支援課) (明石こどもセンターさとおや課) (明石こどもセンターこども保護課) (こども健康課)</p> <p>援護班 (子育て支援課)</p> <p>○ (児童福祉課)</p>	<p>①要配慮者対策に関すること。</p> <p>②社会福祉協議会とボランティアの受入及び動員等の連携に関すること。</p> <p>①義援金の受け入れ窓口の開設及び広報、義援金の受付等に関すること。</p> <p>②法令に基づく弔慰金の支給、援護金の貸付等に関すること。</p> <p>③被災者生活再建支援金の支給等に関すること。</p> <p>④日本赤十字社の義援金の配分等に関すること。</p>
<p><b>避 難 部</b></p> <p>部長 教育局長</p> <p>副部長 教育委員会事務局教育企画室長 市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班</p> <p>◎ (総務担当) (学校管理担当) (青少年教育担当) (学校給食課) (学校教育課) (児童生徒支援課) (あかし教育研修センター) (明石商業高等学校事務局) (文化・スポーツ室)</p>	<p>①避難所の開設に関すること。</p> <p>②避難所の運営に関すること。</p> <p>③災害による炊出しの応援に関すること。</p> <p>④学校施設、社会教育施設等の災害対策、応急復旧等に関すること。</p> <p>⑤児童生徒の被災状況の調査に関すること。</p> <p>⑥応急教育の実施に関すること。</p> <p>⑦学校授業再開に向けての諸準備に関すること。</p>

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<b>活動部</b> 部長 都市局長 〔 統括班担当 情報対策班担当 活動第3班担当 都市局道路部長 〔 活動第1班担当 活動第2班担当 都市局下水道部長 活動第4班担当 副部長 都市局都市整備室長 〔 統括班担当 情報対策班担当 都市局道路安全室長 活動第1班担当 市民生活局緊急生活支援部長 活動第2班担当 都市局住宅・建築室長 活動第3班担当 都市局下水道室長 活動第4班担当	(共通) ①所管する公共施設等の被害状況、災害対策状況、復旧状況等の情報収集、報告に関する事。 ②避難の勧告、指示等に基づく誘導等に関する事。	
	統括班 ◎ (都市総務課)	①風水害等に係る災害活動についての総合的な企画、実施に関する事。 ②水防資機材の収受等に関する事。
	情報対策班 (住宅課)	①情報収集及び対策に関する事。
	活動第1班 ○ (道路総務課) (道路整備課) (海岸・治水課) (交通安全課)	①災害活動全般に関する事。
	活動第2班 (農水産課)	①災害活動全般に関する事。
	活動第3班 ○ (建築安全課) (開発審査課) (営繕課) (緑化公園課) (区画整理課)	①災害活動全般に関する事。 ②建築物応急危険度判定に関する事。 ③一般建築物に係る災害活動に関する事。 ④住宅の応急修理に関する事。 ⑤危険宅地、擁壁その他関連施設に係る災害活動に関する事。 ⑥市営住宅、仮設住宅に係る災害活動に関する事。
	活動第4班 ○ (下水道総務課) (下水道施設課) (下水道整備課)	①災害活動全般に関する事。



部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
<b>水道部</b> 部長 公営企業管理者・水道局長  副部長 水道局次長	給水班 ◎ (総務担当) (経営企画担当) (業務担当) (工務担当) (浄水担当)	①給水活動に関すること。 ②水道施設の災害復旧に関すること。
<b>支援部</b> 部長 市民生活局長 〔地域統括班担当 供給班担当 物資受入班担当〕  副部長 市民生活局市民生活部長 地域統括班担当  市民生活局市民生活室長 〔供給班担当 物資受入班担当〕	地域統括班 ◎ (コミュニティ・生涯学習課) (市民課) (あかし総合窓口) (大久保市民センター) (魚住市民センター) (二見市民センター)	①管内の災害状況、災害対策実施状況等の収集、報告等に関すること。
	供給班 (市民課) (長寿医療課) ○ (人権推進課) (男女共同参画課)	①避難者の食糧・物資の調達・配付に関すること。 ②炊出しの実施、配分等に関すること。
	物資受入班 (国民健康保険課)	①救援・義援物資の受入に関すること。
<b>医療部</b> 部長 福祉局保健部長  副部長 福祉局次長 (医療連携担当)	救護対策班 ○ (保健総務課) (保健予防課) (健康推進課) (相談支援課) (生活衛生課)	①救護所の開閉に関すること。 ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること。 ③感染症対策に関すること。
<b>環境部</b> 部長 市民生活局環境部長  副部長 市民生活局環境室長	災害廃棄物対策班 ◎ (環境総務課) (環境創造課) (環境保全課)	①災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関すること。 ②災害時のし尿の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。
	ごみ処理班 ○ (資源循環課) (収集事業課) (産業廃棄物対策課)	①災害廃棄物の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。 ②災害に係る感染症対策活動の支援に関すること。
	斎場班 (斎場管理センター)	①死体の収容、埋火葬等に関すること。

5 明石市災害対策本部人員割当表

(2023年7月1日現在)

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
1 総合安全対策室	10	1			5	16
2 会計室		3	1	4	4	12
3 工事検査担当		3	2	1	2	8
4 議会局		5	3	5	4	17
5 監査事務局		2	2	5	1	10
6 選挙管理委員会事務局		3		5		8
7 産業政策課	1	2	2	2	1	8
8 天文学館		3	3	4	4	14
9 農業委員会事務局		1	2	2	1	6
10 あかし動物センター	1	1	3	2	2	9
災害対策本部事務局小計	12	24	18	30	24	108
11 総務課	2	8	3		3	16
12 情報管理課	1	5	6	3	3	18
13 デジタル推進課	1	1	1	1	1	
14 職員室職員担当		7			1	8
15 職員室給与・厚生担当		6	3		4	13
16 職員室人材開発担当		2		1	1	4
総務部小計	4	29	13	5	13	64
17 市長室	1	3	3	3	1	11
18 広報課	1	4	2		4	11
19 シティセールス課		2	2	3	4	11
20 本のまち推進室		1	2	2	1	6
21 市民相談室		4	3	5	15	27
22 企画・調整室		10	5	7	3	25
23 インクルーシブ推進室		4	5	1	1	11
広報部小計	2	28	22	21	29	102
24 財務室管財担当	1	17	1		2	21
25 財務室財務担当		8	4	2	1	15
26 財務室契約担当		2	2	2	5	11
27 税制課		3	3		5	11
28 市民税課		6	6	10	9	31
29 資産税課		6	3	9	5	23
30 納税課	1	4	4	2	10	21
調査部小計	2	46	23	25	37	133

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
31 消防局・消防署		198	38			236
消防団		128	544	310		982
消防活動部小計		326	582	310		1218
32 福祉総務課	1	4	5	3	5	18
33 福祉施設安全課		1	2	6		9
34 施設人材育成課	1	1		1	1	4
35 生活福祉課		11	18	45	21	95
36 障害福祉課	1	2	3	25	23	54
37 発達支援課		3	2	5	6	16
38 地域共生社会室	1	3	3	8	3	18
39 高齢者総合支援室	1	11	8	29	45	94
40 こども育成室	2	19	21	141	203	386
41 明石こどもセンター総務課		2	3	2	1	8
42 明石こどもセンター緊急支援課		3		6	2	11
43 明石こどもセンターこども支援課		4	1	20	10	35
44 明石こどもセンターさとおや課		1	1	3		5
45 明石こどもセンターこども保護課	1	3	4	7	11	26
46 こども健康課	1	2	3	18	22	46
47 子育て支援課		2	2	5	11	20
48 児童福祉課	1	4	10	9	14	38
援護部小計	10	76	86	333	378	883
49 総務担当(教育)		5	5	3	7	20
50 学校管理担当		4		2	4	10
51 青少年教育担当		1	3	3	9	16
52 学校教育課	1	1	4	14	4	24
53 学校給食課		5	2	6	10	23
54 児童生徒支援課	1	1	3	13	2	20
55 あかし教育研修センター		4	3	3	14	24
56 明石商業高等学校事務局		3	5		5	13
57 文化・スポーツ室	1	4	2	3	29	39
避難部小計	3	28	27	47	84	189

## 資料編 第2 防災組織関連

(2023年7月1日現在)

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
58 都市総務課	2	9			3	14
59 道路総務課	2	10			6	18
60 道路整備課	2	28			12	42
61 海岸・治水課	1	7			3	11
62 交通安全課	1	30			14	45
63 農水産課	1	18			4	23
64 開発審査課		6			2	8
65 建築安全課	1	10			4	15
66 営繕課	1	16			4	21
67 緑化公園課		39			8	47
68 区画整理課		6			3	9
69 住宅課		8			2	10
70 下水道総務課		15			10	25
71 下水道施設課		32			3	35
72 下水道整備課		15			2	17
活動部小計	11	249			80	340
73 水道局総務担当	1	4	3		2	10
74 水道局経営企画担当		2				2
75 水道局業務担当		3	1	2	7	13
76 水道局工務担当	1	10	8	3	2	24
77 水道局浄水担当		5	5	4	1	15
水道部小計	2	24	17	9	12	64

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
78 コミュニティ・生涯学習課	2	8	7	24	9	50
79 あかし総合窓口	2	2	3	3	19	29
80 大久保市民センター	2	4	1	2	14	23
81 魚住市民センター		3	4	1	13	21
82 二見市民センター	2	3	1		9	15
83 市民課		9	8	9	34	60
84 人権推進課	1	4	2	8	2	17
85 男女共同参画課		1	3	2	4	10
86 長寿医療課	1	2	4	2	8	17
87 国民健康保険課	1	6	12	8	26	53
支援部小計	11	42	45	59	138	295
88 あかし保健所保健総務課	1	4	6	4	4	19
89 あかし保健所保健予防課		3	2	18	16	39
90 あかし保健所健康推進課		3	4	6	6	19
91 あかし保健所相談支援課		2	4	12	6	24
92 あかし保健所生活衛生課		1	3	10	2	16
医療部小計	1	13	19	50	34	117
93 環境総務課	1	2	2		1	6
94 環境創造課		1	2	2	1	6
95 環境保全課		3	2	4	5	14
96 産業廃棄物対策課		1	1	3	2	7
97 資源循環課		8	6	14	13	
98 収集事業課		4	6	40	2	52
環境部小計	1	19	19	63	24	126
合計	59	904	871	952	853	3,639

## 6 明石市防災会議委員名簿

(2023年9月1日現在)

	機関名	職名	氏名	区分
会長	明石市	市長	丸谷 聡子	(条例第3条第2項)
副会長	明石市	副市長	佐野 洋子	(条例第3条第3項)
委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	池田 大介	指定地方行政機関の職員 (条例第3条第4項1号)
〃	近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	堤 英彰	
〃	神戸海上保安部	部長	安尾 博志	
〃	兵庫県東播磨県民局	局長	野北 浩三	兵庫県知事の部内の職員 (条例第3条第4項第2号)
〃	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	所長	松岡 浩司	
〃	兵庫県明石警察署	署長	中村 信幸	兵庫県警察の警察官 (条例第3条第4項第3号)
〃	明石市	危機管理監	仲川 剛	明石市職員 (条例第3条第4項第5号)
〃	明石市	公営企業管理者	杉浦 隆志	
〃	明石市	市民生活局長	箕作 美幸	
〃	明石市	こども局子育て支援 部長	林 明美	
〃	明石市	福祉局高齢者総合 支援部長	春田 幸子	
〃	明石市	福祉局長	違口 哲也	
〃	明石市	都市局長	東 俊夫	
〃	明石市教育委員会	教育長	北條 英幸	(条例第3条第4項第5号)
〃	明石市消防局	消防局長(消防長)	吉田 優	(条例第3条第4項第6号)
〃	明石市消防団	団長	藤田 次男	
〃	西日本旅客鉄道株式会社西明石駅	駅長	杉本 一幸	指定公共機関等の職員 (条例第3条第4項第7号)
〃	西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部災害対策室 次長	安田 誠	
〃	関西電力送配電株式会社兵庫支社 神戸本部明石配電営業所	所長	松井 清	
〃	日本通運株式会社神戸支店加古川事業所	所長	筒井 慶之	
〃	大阪ガスネットワーク株式会社	総務チームマネー ジャー	藤田 盟人	
〃	陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊第3中隊	第3中隊長	明石 猛	市長が必要と認める者 (条例第3条第4項第8号)
〃	一般社団法人明石市医師会	会長	橋本 彰則	
〃	地方独立行政法人明石市立市民病院	院長	久津見 弘	
〃	明石市婦人防火クラブ連絡協議会	会長	山崎 滝子	
〃	明石市ボランティア連絡会	会長	坂口 逸子	
〃	兵庫県立大学地域ケア開発研究所	所長	増野 園恵	
〃	明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之	
〃	明石市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	西川 芳宏	

## 7 関係機関連絡先一覧表

## (1) 明石市関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
明石市役所	明石市中崎1丁目5-1	912-1111 (代)
大久保市民センター	〃 大久保町大窪 612-1	918-5620
魚住市民センター	〃 魚住町西岡 500-1	918-5630
二見市民センター	〃 二見町東二見 457-1	918-5640
明石市水道局	〃 中崎1丁目5-1	918-5064 912-1111 (代)
明石市消防局	〃 藤江 924-8	921-0119
地方独立行政法人明石市立市民病院	〃 鷹匠町 1-33	912-2323
あかし保健所	〃 大久保町ゆりのき通1丁目4-7	918-5414(総務)

## (2) 兵庫県関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	362-9988 341-7711 (代)
兵庫県東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9016 079-421-1101 (代)
兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通5丁目4-1	341-7441 (代)
明石警察署	明石市田町2丁目10-10	922-0110 (代)
兵庫県加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-1101 (代)
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前 70	0794-82-0520

## (3) 地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	姫路市北条 1-250	079-282-8211
〃 兵庫国道事務所	神戸市中央区波止場町 3-11	334-1600 (代)
神戸海上保安部 (警備救難課)	神戸市中央区波止場町 1-1	331-6742
神戸地方气象台 (観測予報管理官室)	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4-3	222-8915

## (4) 公共機関等

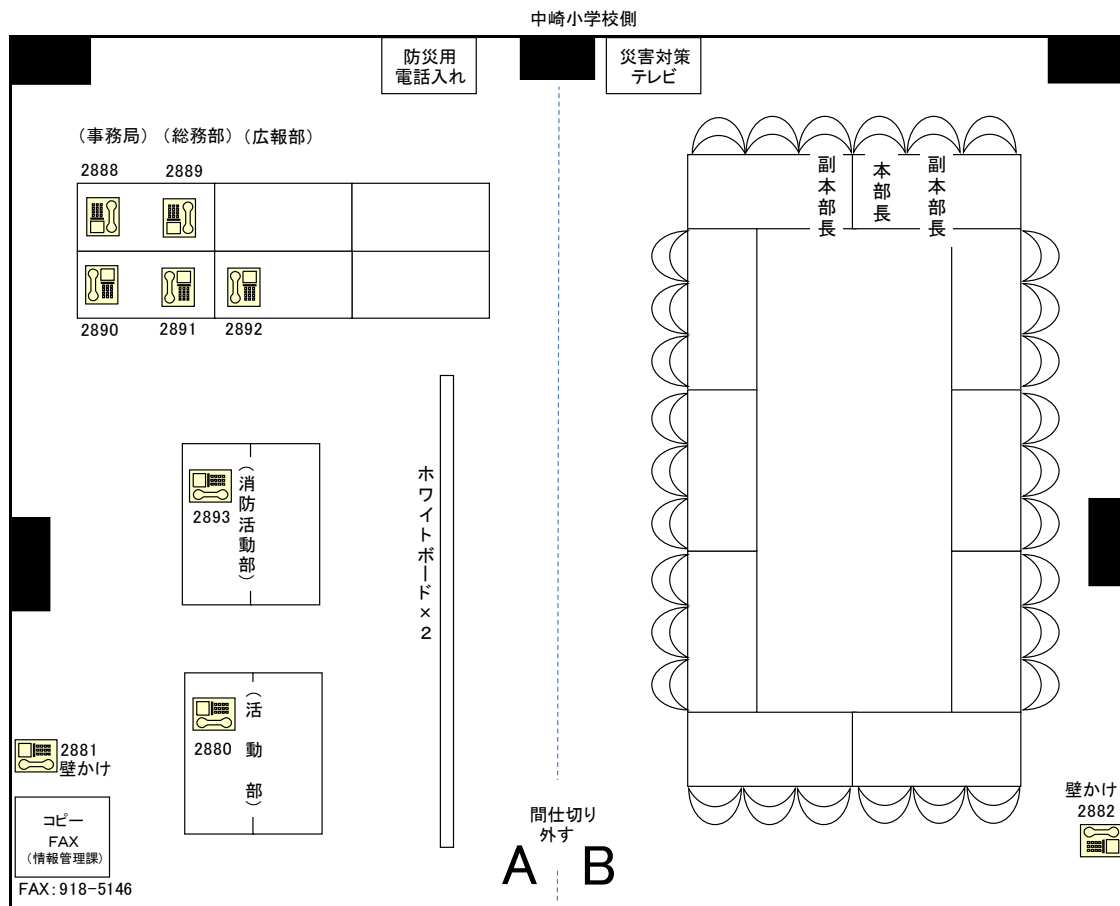
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西日本旅客鉄道(株) 西明石駅	明石市小久保2丁目7-20	928-2831
山陽電気鉄道(株) 営業所	〃 大明石町1丁目4-1	913-2853
神姫バス(株) 明石営業所	神戸市西区南別府2丁目1-2	975-0001 (代)
淡路ジェノバライン(株) 明石営業所	明石市本町2丁目10-1	918-2411 (代)
日本通運(株) 加古川支店	加古川市平岡町高畑字辻ケ内320-1	079-422-5851
西日本電信電話(株) 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番	393-9440
関西電力送配電(株)神戸電力本部 明石配電営業所	明石市東仲ノ町2-14	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4丁目5-3	303-8600
陸上自衛隊第3特科隊	姫路市峰南町1-70	079-222-4001
一般社団法人明石市医師会	明石市大久保町八木743-33	920-8739
神戸新聞社 明石総局	〃 相生町2丁目10-24	912-4343
朝日新聞社 神戸総局	神戸市中央区浪花町60	331-4144
読売新聞社 神戸総局	〃 中央区栄町通1丁目2-10	333-5115
毎日新聞社 神戸支局	〃 中央区栄町通4丁目3-5	371-3221
産経新聞社 神戸総局	〃 中央区多聞通4丁目1-5	351-1771
時事通信 神戸総局	〃 中央区栄町通4丁目3-5	362-5606
NHK 神戸放送局	〃 中央区中山手通2丁目24-7	252-5100
ラジオ関西	〃 中央区東川崎町1丁目5-7	362-7380
サンテレビ 報道部	〃 中央区港島中町6丁目9-1	303-3168
明石ケーブルテレビ	明石市本町2丁目1-1 インティ明石5F	911-7000

## 8 各課等車両保有台数一覧表

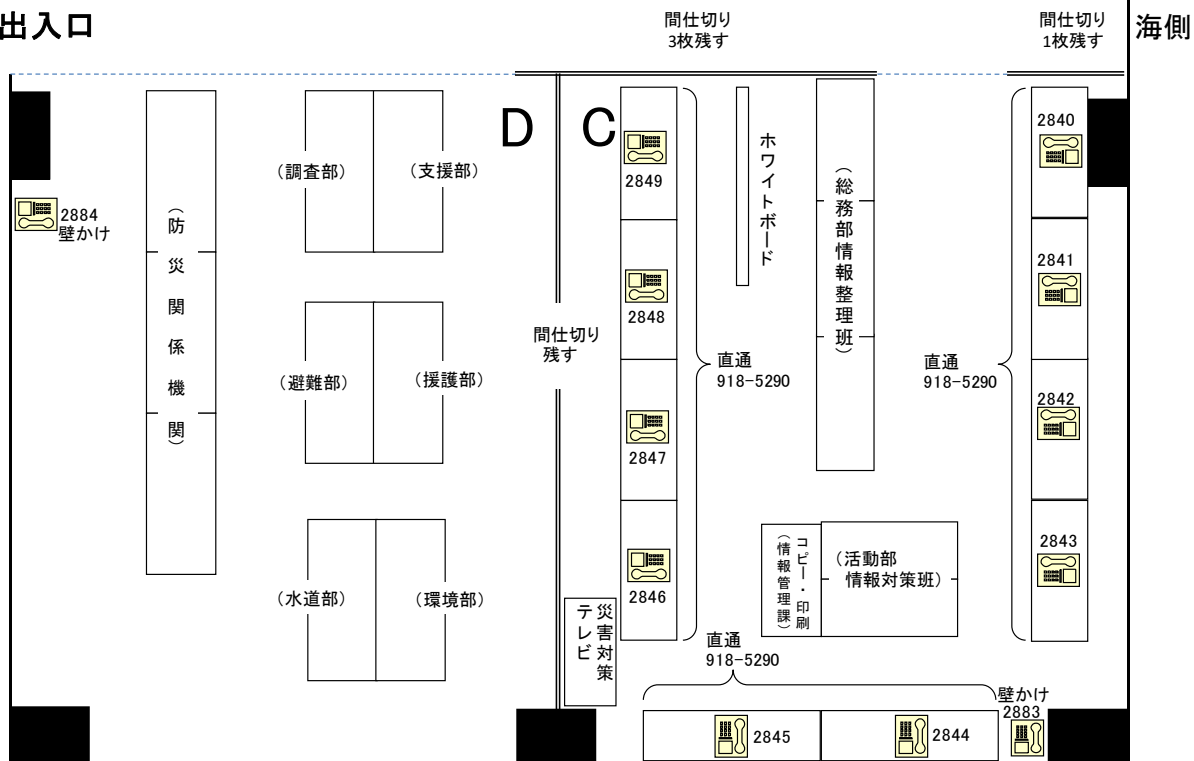
(2023年7月1日現在)

課名	原付	軽自動車	軽自動車以外				計	
			乗用車	貨物車		特種自動車		特種自動車内訳 (一部、特殊車両を含む)
				ライトバン等	トラック・ダンプ			
財務室管財担当における一元管理対象車両								
総合安全対策室		2					2	
財務室管財担当		55	7	1		3	マイクロバス:2 14人乗:1	66
市民相談室			1					1
コミュニティ・生涯学習課		1						1
スポーツ振興担当				1				1
天文科学館		1						1
3市民センター		3						3
福祉総務課				1				1
生活福祉課		4						4
発達支援課		2						2
高齢者総合支援室	7	8						15
子育て支援課		1						1
こども健康課		2						2
区画整理課		2						2
道路総務課		1						1
道路整備課		4				1	道路維持作業車:1	5
海岸・治水課			1					1
交通安全課		1		1	4			6
市立明石商業高等学校事務局		1				2	スポーツトラック:1 スポーツレキ:1	3
一元管理対象車両計	7	88	9	4	4	6		118
各課管理車両								
環境総務課		5	1			2	霊柩車:2	8
環境保全課		4						4
資源循環課		5		2	5	9	散水車:1 塵芥車:6 糞尿車:1 ショベルローダー:1	21
収集事業課		2		1	7	21	塵芥車:21	31
産業廃棄物対策課		1						1
あかし動物センター		2		1				3
あかし保健所		13		1			防疫車:1	14
明石こどもセンター		5	1					6
文化振興担当		5						5
緑化公園課	1	11			5	8	塵芥車:6 高所作業車:1 ミニショベル:1	25
下水道総務課		8	1					9
下水道施設課		9			2	1	道路維持作業車:1	12
下水道整備課		2						2
水道局		23	1		1	2	給水車:2	27
消防局・署・団		2	3	1		89	消防車:80 救急車:9	95
学校給食課		5						5
各課管理車両計	1	102	7	6	20	132		268
合計	8	190	16	10	24	138		386

### 9 明石市災害対策本部配置図



### 出入口



※固定電話の他、PHSを使用する(水防用5510~5514、本部用5515~5519)  
 ※各机・電話の前には、適宜いすを配置する



### 第3 防災施設関連資料

#### 1 防災行政無線（同報系）

親局	1基（消防庁舎）
遠隔装置	1基（本庁舎）
屋外拡声子局（公共）	62か所（小・中学校、市出先機関など）
戸別受信機	247か所（避難所、市出先機関など）

#### 2 明石市デジタル簡易無線機通信網（※非常通信）

システム概要	●周波数は467 MHz帯 (65チャンネル)
ネットワークシステム：東部配水場・中部配水場・西部配水場を中継システム無線装置で接続 固定型：12基（内5基はネットワーク構成機器） 携帯型：139基	

##### ※非常通信

（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信に限る）

## 3 防災行政無線 屋外拡声子局設置場所

No.	設置場所	ID	No.	設置場所	ID
1	市役所本庁舎	1001	32	野々池中学校	1032
2	魚住市民センター	1002	33	望海中学校	1033
3	二見市民センター	1003	34	大久保中学校	1034
4	総合福祉センター	1004	35	大久保北中学校	1035
5	鳥羽厚生館	1005	36	江井島中学校	1036
6	弁財天厚生館	1006	37	高丘中学校	1037
7	松陰厚生館	1007	38	魚住中学校	1038
8	西大窪厚生館	1008	39	魚住東中学校	1039
9	西八木厚生館	1009	40	二見中学校	1040
10	美里厚生館	1010	41	衣川コミュニティ・センター	1041
11	上西厚生館	1011	42	林コミュニティ・センター	1042
12	あさぎり福祉センター	1012	43	高丘西小学校	1043
13	朝霧小学校	1013	44	少年自然の家	1044
14	人丸小学校	1014	45	大蔵海岸（西）	1045
15	明石小学校	1015	46	大蔵海岸（東）	1046
16	大観小学校	1016	47	林崎漁港	1047
17	王子小学校	1017	48	西部市民会館	1048
18	貴崎小学校	1018	49	林ポンプ場	1049
19	和坂小学校	1019	50	松江海岸	1050
20	藤江小学校	1020	51	西島海岸	1051
21	谷八木小学校	1021	52	魚住漁港	1052
22	江井島小学校	1022	53	藤江カイズカ公園	1053
23	大久保小学校	1023	54	西岡海岸	1054
24	山手小学校	1024	55	川端公園	1055
25	錦浦小学校	1025	56	市営東二見住宅	1056
26	清水小学校	1026	57	山手台1号公園	1057
27	錦が丘小学校	1027	58	西脇公園	1058
28	二見北小学校	1028	59	あかし保健所	1059
29	朝霧中学校	1029	60	甲池公園	1060
30	錦城中学校	1030	61	材木町公園	1061
31	大蔵中学校	1031	62	二見港	1501

## 4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(1)

No.	設置場所	ID	アンパ <sup>°</sup> 接続	No.	設置場所	ID	アンパ <sup>°</sup> 接続
1	本庁舎・広報課	10102		32	大久保市民センター	10135	
2	本庁舎・コミュニティ・生涯学習課	10107		33	魚住市民センター	10136	
3	本庁舎・市長室	10101		34	二見市民センター	10137	
4	本庁舎・総務課	10104		35	鳥羽厚生館	10142	
5	本庁舎・総合安全対策室	10103		36	弁財天厚生館	10143	
6	本庁舎・総合安全対策室	10162		37	松陰厚生館	10144	
7	本庁舎・財務室管財担当	10105		38	西大窪厚生館	10145	
8	西庁舎・税制課	10106		39	西八木厚生館	10146	
9	本庁舎・道路総務課	10116		40	美里厚生館	10147	
10	本庁舎・交通安全課	10117		41	上西厚生館	10148	
11	本庁舎・福祉総務課	10111		42	あさぎり福祉センター	10153	
12	大久保浄化センター・下水道総務課	10119		43	朝霧コミュニティ・センター	10218	
13	本庁舎・住宅課	10118		44	大蔵コミュニティ・センター	10219	
14	本庁舎・都市総務課	10115		45	錦城コミュニティ・センター	10220	
15	分庁舎・教育委員会事務局(総務担当)	10121		46	衣川コミュニティ・センター	10229	
16	分庁舎・水道局(総務担当)	10120		47	望海コミュニティ・センター	10221	
17	議会棟・市議会事務局	10122		48	野々池コミュニティ・センター	10222	
18	北庁舎(旧保健センター)	10112		49	大久保コミュニティ・センター	10230	
19	収集事業課	10109		50	大久保北コミュニティ・センター	10223	
20	資源循環課	10108		51	高丘コミュニティ・センター	10224	
21	市民病院	10124		52	江井島コミュニティ・センター	10225	
22	消防局(消防局総務課)	10123		53	魚住東コミュニティ・センター	10226	
23	生涯学習センター(アスパ)	10125		54	魚住コミュニティ・センター	10227	
24	総合安全対策室	10126		55	二見コミュニティ・センター	10228	
25	天文科学館	10127		56	朝霧小学校コミュニティ・センター	10201	
26	文化博物館	10128		57	人丸小学校コミュニティ・センター	10202	
27	卸売市場	10129		58	中崎小学校コミュニティ・センター	10203	
28	総合福祉センター	10130		59	明石小学校コミュニティ・センター	10204	
29	ふれあいプラザあかし西	10131		60	大観小学校コミュニティ・センター	10205	
30	少年自然の家	10132		61	王子小学校コミュニティ・センター	10206	
31	勤労福祉会館	10133		62	林コミュニティ・センター	10231	

## 4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(2)

No.	設置場所	I D	アンブ° 接続	No.	設置場所	I D	アンブ° 接続
63	花園小学校コミュニティ・センター	10207		94	高丘東小学校	10252	
64	貴崎小学校コミュニティ・センター	10208		95	高丘西小学校	10253	
65	藤江小学校コミュニティ・センター	10209		96	江井島小学校	10254	
66	和坂小学校コミュニティ・センター	10210		97	錦が丘小学校	10255	
67	大久保小学校コミュニティ・センター	10211		98	魚住小学校	10256	
68	山手小学校コミュニティ・センター	10212		99	錦浦小学校	10257	
69	谷八木小学校コミュニティ・センター	10213		100	清水小学校	10258	
70	錦が丘小学校コミュニティ・センター	10214		101	二見小学校	10259	
71	錦浦小学校コミュニティ・センター	10215		102	二見北小学校	10260	
72	清水小学校コミュニティ・センター	10216		103	二見西小学校	10261	
73	二見北小学校コミュニティ・センター	10217		104	朝霧中学校	10262	
74	高丘コミュニティ・センター中央集会所	10232		105	大蔵中学校	10263	
75	西部文化会館	10233		106	錦城中学校	10264	
76	松が丘小学校	10234		107	衣川中学校	10265	
77	朝霧小学校	10235		108	望海中学校	10266	
78	人丸小学校	10236		109	野々池中学校	10267	
79	中崎小学校	10237		110	大久保中学校	10268	
80	明石小学校	10238		111	大久保北中学校	10269	
81	大観小学校	10239		112	高丘中学校	10270	
82	王子小学校	10240		113	江井島中学校	10271	
83	林小学校	10241		114	魚住東中学校	10272	
84	貴崎小学校	10242		115	魚住中学校	10273	
85	花園小学校	10243		116	二見中学校	10274	
86	藤江小学校	10244		117	明石養護学校	10275	
87	和坂小学校	10245		118	明石商業高校	10276	
88	鳥羽小学校	10246		119	明石高等学校	10277	
89	沢池小学校	10247		120	明石南高等学校	10278	
90	大久保小学校	10248		121	明石北高等学校	10279	
91	大久保南小学校	10249		122	明石城西高等学校	10280	
92	谷八木小学校	10250		123	明石清水高等学校	10281	
93	山手小学校	10251		124	明石西高等学校	10282	

## 4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(3)

No.	設置場所	I D	アンブ° 接続	No.	設置場所	I D	アンブ° 接続
125	明石工業高等専門学校	10283		156	わかば保育園	10331	
126	松が丘保育所	10301		157	わかば保育園松陰分園	10332	
127	明南保育所	10302		158	金ヶ崎北保育園	10333	
128	王子保育所	10303		159	魚住保育園駅前分園	10334	
129	鳥羽保育所	10304		160	明石恵泉保育園	10335	
130	松陰保育所	10305		161	なすみ保育所	10336	
131	高丘保育所	10306		162	第二恵泉保育園	10337	
132	八木保育所	10307		163	ドリームキューピット保育園	10338	
133	江井島保育所	10308		164	福里保育園	10339	
134	中尾保育所	10309		165	野の花こども園	10340	
135	土山保育所	10310		166	リトルキューピット保育園	10341	
136	二見こども園	10311		167	ハンプティダンブティ保育園	10342	
137	福田保育園分園	10312		168	たんぼぼ工房	10149	
138	えいの里保育園	10313		169	ひまわり工房	10150	
139	明舞保育園	10314		170	ゆりかご園	10151	
140	稲爪保育園	10315		171	朝霧会館	10401	○
141	太寺保育園	10316		172	朝霧町2丁目公園	10402	○
142	長寿院保育園	10317		173	東人丸会館	10403	
143	浄行寺愛児園	10318		174	太寺会館	10404	
144	明光保育園	10319		175	ユニハイツ朝霧自治会	10405	○
145	林神社保育園	10320		176	大蔵会館	10406	○
146	和坂こども園	10321		177	マリnpレス明石自治会	10408	○
147	和坂こども園駅前分園	10322		178	明石アーバンライフ自治会	10409	○
148	ゆたか保育園	10323		179	相生会館	10410	
149	西明石愛児園	10324		180	ふれあい会館	10411	
150	藤江保育所	10325		181	親和会館	10412	
151	さわの保育園	10326		182	当津会館	10413	
152	まどかこども園	10327		183	王子公民館	10414	
153	大久保保育園	10328		184	リバーサイドパレス明石自治会	10415	○
154	福田保育園	10329		185	大道町公民館	10416	○
155	山手台保育所	10330		186	船上中央会館	10417	

## 4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(4)

No.	設置場所	I D	アンブ° 接続	No.	設置場所	I D	アンブ° 接続
187	船上南会館	10418		218	大歳自治会館	10452	○
188	明石ダイヤハイツ自治会	10420	○	219	柳井会館	10453	
189	立石会館	10421		220	金ヶ崎文化センター	10454	○
190	貴崎会館	10422		221	長坂寺会館	10455	○
191	東松江公会堂	10423	○	222	清水新田公民館	10457	
192	和坂公民館	10424		223	中尾会館	10458	○
193	西明石町公民館	10425		224	中尾北公民館	10459	
194	西明石南町公民館	10426		225	西岡会館	10460	
195	花園会館	10427		226	西岡小林自治会館	10461	○
196	西明石北町公民館	10428	○	227	住吉4丁目公民館	10462	○
197	旭が丘自治会	10429	○	228	山川公民館	10463	○
198	鳥羽野々上会館	10430	○	229	福里公民館	10464	○
199	別所公民館	10431	○	230	西之町公民館	10465	○
200	東藤江公民館	10432	○	231	西二見公民館	10466	
201	藤が丘公民館	10433	○	232	岡の上公民館	10467	○
202	藤江会館	10434		233	サンハイツ土山自治会	10468	○
203	若林公民館	10435		234	土山駅前スカイハイツ自治会	10469	○
204	今崎野公民館	10436		235	明石ケーブルテレビ	10152	
205	森田会館	10437	○	236	市民生活局(あかし動物センター)	10110	
206	松陰新田公民館	10438		237	明石子どもセンター	10113	
207	松陰会館	10439	○	238	あかし保健所・福祉局(保健総務課)	10114	
208	中ノ番会館	10440	○	239	あかし総合窓口(ハビ°オスあかし)	10138	
209	大窪会館	10441	○	240	あかし子ども広場(ハビ°オスあかし)	10139	
210	山の下公民館	10442	○	241	あかし市民図書館(ハビ°オスあかし)	10140	
211	西脇会館	10444	○	242	あかし市民広場(ハビ°オスあかし)	10141	
212	大久保第2県住自治会	10445	○	243	1階 防災センター(ハビ°オスあかし)	10154	
213	大久保南団地集会所	10446	○	244	西新町1丁目東町内会	10470	○
214	谷八木公民館	10447	○	245	八幡自治会	10471	○
215	八木会館	10448	○	246	サバービアシティ22	10472	○
216	東江井自治会安心コミュニティラサ°	10449	○	247	東二見漁業協同組合	10473	○
217	西島公会堂	10450	○				

## 5 非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）（1）

No.	機器種別	設置場所	呼出 I D	No.	機器種別	設置場所	呼出 I D
1-1	固定型(注1)	本庁舎・806 会議室	900	1-34	携帯型	総合安全対策室 (関西電力送配電㈱明石配電営業所)	129
1-2	固定型(注1)	消防局	910	1-35	携帯型	総合安全対策室(大阪ガスネットワーク㈱明石ステーション)	130
1-3	固定型(注1)	アスパア明石(生涯学習センター)	920	1-36	携帯型	総合安全対策室(明石ケーブルテレビ)	131
1-4	固定型	大久保市民センター	902	1-37	携帯型	総合安全対策室(JR西日本・西明石駅)	132
1-5	固定型	魚住市民センター	903	1-38	携帯型	総合安全対策室(山陽電気鉄道・明石駅)	133
1-6	固定型	二見市民センター	904	1-39	携帯型	総合安全対策室(明石警察署)	134
1-7	携帯型	総合安全対策室	100	1-40	携帯型	総合安全対策室(県あかし街づくり対策室)	135
1-8	携帯型	総合安全対策室	101	1-41	携帯型	総合安全対策室(コープこうべ第6地区活動本部)	136
1-9	携帯型	総合安全対策室	102	1-42	携帯型	広報課	137
1-10	携帯型	総合安全対策室	103	1-43	携帯型	税制課	138
1-11	携帯型	総合安全対策室	104	1-44	携帯型	税制課	139
1-12	携帯型	総合安全対策室	105	1-45	携帯型	税制課	140
1-13	携帯型	総合安全対策室	106	1-46	携帯型	税制課	141
1-14	携帯型	総合安全対策室	107	1-47	携帯型	税制課	142
1-15	携帯型	総合安全対策室	108	1-48	携帯型	パピオスあかし(防災センター)	143
1-16	携帯型	総合安全対策室	109	1-49	携帯型	あかし動物センター	144
1-17	携帯型	総合安全対策室	110	1-50	携帯型	あかし斎場旅立ちの丘	145
1-18	携帯型	総合安全対策室	111	1-51	携帯型	北庁舎(旧保健センター)	146
1-19	携帯型	総合安全対策室	112	1-52	携帯型	環境総務課	147
1-20	携帯型	総合安全対策室	113	1-53	携帯型	収集事業課	148
1-21	携帯型	総合安全対策室	114	1-54	携帯型	資源循環課	149
1-22	携帯型	総合安全対策室	115	1-55	携帯型	道路総務課	150
1-23	携帯型	総合安全対策室	116	1-56	携帯型	道路総務課	151
1-24	携帯型	総合安全対策室	117	1-57	携帯型	道路総務課	152
1-25	携帯型	総合安全対策室	118	1-58	携帯型	道路総務課	153
1-26	携帯型	総合安全対策室	119	1-59	携帯型	道路総務課	154
1-27	携帯型	総合安全対策室	120	1-60	携帯型	道路総務課	155
1-28	携帯型	総合安全対策室	121	1-61	携帯型	道路総務課	156
1-29	携帯型	総合安全対策室	123	1-62	携帯型	道路総務課	157
1-30	携帯型	総合安全対策室	124	1-63	携帯型	道路総務課	158
1-31	携帯型	総合安全対策室	125	1-64	携帯型	道路総務課	159
1-32	携帯型	総合安全対策室	126	1-65	携帯型	船上浄化センター	160
1-33	携帯型	明石こどもセンター	127	1-66	携帯型	大久保浄化センター	161

(注1) 簡易アンテナキット

## 5 非常通信（明石市デジタル

デジタル簡易無線機	卓上型電源装置	空中線
空中線仮設ポール	同軸ケーブル	収納ケース

## 簡易無線機通信網(2)

No.	機器種別	設置場所	呼出 I D	No.	機器種別	設置場所	呼出 I D
1-67	携帯型	朝霧浄化センター	162	2-1	固定型	分庁舎・教育委員会事務局 (総務課)	901
1-68	携帯型	二見浄化センター	163	2-2	携帯型	松が丘小学校	200
1-69	携帯型	ふれあいプラザあかし西	165	2-3	携帯型	朝霧小学校	201
1-70	携帯型	水道局(総務担当)	166	2-4	携帯型	人丸小学校	202
1-71	携帯型	消防局	167	2-5	携帯型	中崎小学校	203
1-72	携帯型	消防局	168	2-6	携帯型	明石小学校	204
1-73	携帯型	消防局	169	2-7	携帯型	大観小学校	205
1-74	携帯型	消防局	170	2-8	携帯型	王子小学校	206
1-75	携帯型	消防局	171	2-9	携帯型	貴崎小学校	207
1-76	携帯型	消防局	172	2-10	携帯型	林小学校	208
1-77	携帯型	消防局	173	2-11	携帯型	和坂小学校	209
1-78	携帯型	消防局	174	2-12	携帯型	花園小学校	210
1-79	携帯型	消防局	175	2-13	携帯型	鳥羽小学校	211
1-80	携帯型	消防局	176	2-14	携帯型	沢池小学校	212
1-81	携帯型	総合福祉センター	177	2-15	携帯型	藤江小学校	213
1-82	携帯型	中央体育館	178	2-16	携帯型	大久保小学校	214
1-83	携帯型	西部市民会館	179	2-17	携帯型	大久保南小学校	215
1-84	携帯型	あかし保健所	180	2-18	携帯型	山手小学校	216
				2-19	携帯型	高丘東小学校	217
				2-20	携帯型	高丘西小学校	218
				2-21	携帯型	谷八木小学校	219
				2-22	携帯型	江井島小学校	220
				2-23	携帯型	錦が丘小学校	221
				2-24	携帯型	魚住小学校	222
				2-25	携帯型	清水小学校	223
				2-26	携帯型	錦浦小学校	224
				2-27	携帯型	二見北小学校	225
				2-28	携帯型	二見小学校	226
				2-29	携帯型	二見西小学校	227
				2-30	携帯型	総合安全対策室	228
				2-31	携帯型	朝霧北コミュニティ・センター	300
				2-32	携帯型	大蔵コミュニティ・センター	301
				2-33	携帯型	錦城コミュニティ・センター	302
				2-34	携帯型	衣川中学校	303
				2-35	携帯型	望海コミュニティ・センター	304





## 第4 避難関連資料

## 1 地域防災公園整備状況（10か所）

地域防災公園	整備施設（機能）	備考
朝霧公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
大蔵海岸公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
明石公園 (県立)	(へりポート)	明石市立市民病院に飲料水兼用耐震性貯水槽設置
望海浜公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
上ヶ池公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	消防庁舎に飲料水兼用耐震性貯水槽設置
松江公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
石ヶ谷公園	(へりポート)	中部配水場近接
八木遺跡公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
金ヶ崎公園	備蓄倉庫	西部配水場近接
明石海浜公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽 (へりポート)	

## 2 明石市防災センター

位置	藤江 924 番地の 8 (消防庁舎に併設)
敷地面積	6,228.20 m <sup>2</sup> (消防庁舎全体)
延床面積	1,238.51 m <sup>2</sup>
機能	展示・閲覧、講習会の開催、自主防災組織の育成・活動支援
施設内容	展示・体験コーナー、視聴覚室、多目的ホール、防災研修室 等

## 3 指定緊急避難場所一覧表（市立中学校13か所）

(2023年7月1日現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉避難室 の有無	指定避難所 との重複	標高（m）	想定収容人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象					
1	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	33.7	14,500 (人/㎡)	
2	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	47.0	16,500 (人/㎡)		
3	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.6	13,000 (人/㎡)		
4	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855	○	◎	○	◎	○	◎	○	有	有	1.9	7,500 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,020(人/㎡)	
5	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	10,500 (人/㎡)		
6	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.9	10,000 (人/㎡)		
7	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.5	14,000 (人/㎡)		
8	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.8	10,000 (人/㎡)		
9	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	52.5	10,000 (人/㎡)		
10	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	11,000 (人/㎡)		
11	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.2	13,000 (人/㎡)		
12	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	28.3	17,500 (人/㎡)		
13	二見中学校	二見町西二見594	918-5930	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	12.0	23,000 (人/㎡)		
人数合計													170,500			

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外であっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)  
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外であっても、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

注5:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

### 4 指定緊急避難場所一覧表（市立小学校28か所）

（2023年7月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類									福祉 避難室 の有無	指定 避難所 との 重複	標高（m）	想定 収容 人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象						
1	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.3	11,000 (人/㎡)		
2	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	16.0	7,500 (人/㎡)		
3	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	31.6	5,500 (人/㎡)		
4	明石小学校	山下町12-21	918-5430	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	有	有	3.1	5,000 (人/㎡)		
5	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○	有	有	2.4	8,500 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,200(人/㎡)	
6	大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	有	有	3.4	9,500 (人/㎡)		
7	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	有	有	4.3	3,500 (人/㎡)		
8	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.0	11,500 (人/㎡)		
9	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○	有	有	2.4	7,000 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,600(人/㎡)	
10	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.7	5,500 (人/㎡)		
11	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	5,500 (人/㎡)		
12	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.5	5,500 (人/㎡)		
13	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.8	6,500 (人/㎡)		
14	藤江小学校	藤江235	918-5490	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	13.9	4,000 (人/㎡)		
15	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	10.9	7,500 (人/㎡)		
16	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	17.4	3,500 (人/㎡)		
17	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.1	5,500 (人/㎡)		
18	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	有	有	50.8	6,500 (人/㎡)		
19	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	53.5	6,500 (人/㎡)		
20	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.8	9,000 (人/㎡)		
21	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	有	有	7.9	13,000 (人/㎡)		
22	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	有	有	37.8	4,500 (人/㎡)		
23	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	41.9	4,000 (人/㎡)		
24	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	26.9	8,500 (人/㎡)		
25	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	4.5	7,000 (人/㎡)		
26	二見北小学校	二見町福里274	918-5825	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	有	有	17.0	16,500 (人/㎡)		
27	二見小学校	二見町東二見454	918-5820	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	9.6	7,500 (人/㎡)		
28	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	7,500 (人/㎡)		
人数合計													203,000				

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)

注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)  
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

注5:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

5 指定緊急避難場所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設、地域防災公園等19か所）

(2023年7月1日現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類									福祉避難室 の有無	指定避難所 との重複	標高 (m)	想定収容 人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象						
1	大蔵会館	大蔵中町12-14	912-8483	※	※	※	※	○	※	※			無	2.6	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
2	勤労福祉会館	相生町2丁目7-12	918-5422					○					有	2.2	1,010 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
3	北庁舎(旧保健センター)	相生町2丁目5-15	918-5658					○					無	2.7	710 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
4	明石市生涯学習センター	東仲/町6-1	916-5600					○					無	2.7	600 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
5	神戸地方法務局明石支局	大明石町2丁目4-25	912-5564	※	※	※	※	◎	※	※			無	3.2	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
6	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	945-0294					○					有	5.3	196 (人/㎡)	津波一時避難ビル 福祉避難所	
7	ミリオンタウン明石硯町店	硯町3-12-40	925-3100	※	※	※	※	◎	※	※			無	3.2	1,800 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
8	神戸地方検察庁明石支部・明石区検察庁	天文町2-2-21	915-1470	※	※	※	※	○	※	※			無	3.1	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
9	朝霧公園	松が丘5丁目		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	50.4	7,900 (人/㎡)	地域防災公園	
10	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1丁目及び 大蔵海岸通2丁目	914-7255	○	◎	×	◎	×	◎	◎			無	6.0	39,400 (人/㎡)	地域防災公園	
11	明石公園	明石公園	912-7600	○	◎	○	◎	◎	◎	○			無	13.1	113,900 (人/㎡)	地域防災公園	
12	望海浜公園	船上町		×	◎	×	◎	×	◎	◎			無	3.1	12,400 (人/㎡)	地域防災公園	
13	上ヶ池公園	小久保1丁目	924-6111	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	22.0	13,700 (人/㎡)	地域防災公園	
14	松江公園	松江		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	10.4	4,300 (人/㎡)	地域防災公園	
15	石ヶ谷公園	大久保町松陰	936-6621	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	75.4	44,800 (人/㎡)	地域防災公園	
16	八木遺跡公園	大久保町八木		◎	×	◎	◎	×	◎	◎			無	14.4	5,300 (人/㎡)	地域防災公園	
17	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎	935-1300	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	47.4	12,900 (人/㎡)	地域防災公園	
18	明石海浜公園	二見町南二見	943-0873	◎	◎	×	◎	×	◎	◎			無	3.6	81,800 (人/㎡)	地域防災公園	
19	あかし総合窓口 あかしこども広場	大明石町1丁目6-1	918-5645					○					無	2.6	570 (人/㎡)	津波一時避難ビル	

人数合計 341,376

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)

注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)  
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

注5:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

6 指定避難所一覧表（市立中学校13か所）

（2023年7月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉避難室 の有無	指定緊急避難 場所との重複	標高（m）	福祉 指定 避難所	想定 収容 人数	備考	
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象							
1	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	33.7	／	250 (人/3㎡)	
2	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	47.0	／	250 (人/3㎡)	
3	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	24.6	／	250 (人/3㎡)	
4	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855	○	◎	○	◎	○	◎	○	／	有	有	1.9	／	250 (人/3㎡)		
5	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	18.2	／	250 (人/3㎡)	
6	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	25.9	／	250 (人/3㎡)	
7	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	18.5	／	250 (人/3㎡)	
8	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	25.8	／	250 (人/3㎡)	
9	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	52.5	／	250 (人/3㎡)	
10	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	14.4	／	250 (人/3㎡)	
11	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	51.2	／	250 (人/3㎡)	
12	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	28.3	／	250 (人/3㎡)	
13	二見中学校	二見町西二見594	918-5930	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	／	有	有	12.0	／	250 (人/3㎡)	
人数合計															3,250			

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
 (津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)  
 (内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

注4:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

## 7 指定避難所一覧表（市立小学校28か所）

(2023年7月1日現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉 避難室 の有無	指定 緊急避難 場所との 重複	標高 (m)	福祉 指定 避難所	想定 収容 人数	備考
				洪水	がけ 崩れ	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 火 事	内 水 氾 濫	火 山 現 象						
1	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.3	150 (人/3㎡)		
2	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	16.0	150 (人/3㎡)		
3	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	31.6	220 (人/3㎡)		
4	明石小学校	山下町12-21	918-5430	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.1	150 (人/3㎡)		
5	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	150 (人/3㎡)		
6	大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.4	150 (人/3㎡)		
7	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	4.3	150 (人/3㎡)		
8	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.0	150 (人/3㎡)		
9	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	200 (人/3㎡)		
10	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.7	150 (人/3㎡)		
11	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	150 (人/3㎡)		
12	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.5	150 (人/3㎡)		
13	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.8	150 (人/3㎡)		
14	藤江小学校	藤江235	918-5490	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	13.9	150 (人/3㎡)		
15	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	10.9	150 (人/3㎡)		
16	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	17.4	200 (人/3㎡)		
17	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.1	150 (人/3㎡)		
18	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	50.8	150 (人/3㎡)		
19	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	53.5	150 (人/3㎡)		
20	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.8	150 (人/3㎡)		
21	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	7.9	150 (人/3㎡)		
22	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	37.8	150 (人/3㎡)		
23	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	41.9	150 (人/3㎡)		
24	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	26.9	150 (人/3㎡)		
25	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	4.5	150 (人/3㎡)		
26	二見北小学校	二見町福里274	918-5825	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	17.0	150 (人/3㎡)		
27	二見小学校	二見町東二見454	918-5820	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	9.6	150 (人/3㎡)		
28	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	200 (人/3㎡)		

人数合計 4,420

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)  
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としないことを示す。

注4:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

8 指定避難所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設18か所）

（2023年7月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉避難室 の有無	指定緊急避難 場所との重複	標高（m）	福祉 指定 避難所	想定 収容 人数	備考	
				洪水	がけ 崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象							
1	市立明石商業高等学校	魚住町長坂寺1250	918-5950	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	48.6	◎	300 (人/3㎡)	
2	明石高等学校	荷山町1744	911-4376	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	48.8	◎	300 (人/3㎡)	
3	明石南高等学校	明南町3丁目2-1	923-3617	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	25.2	◎	300 (人/3㎡)	
4	明石北高等学校	大久保町松陰364-1	936-9100	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	33.0	◎	300 (人/3㎡)	
5	明石城西高等学校	大久保町谷八木1190-7	936-8495	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	18.3	◎	300 (人/3㎡)	
6	明石清水高等学校	魚住町清水630-1	947-1182	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	43.0	◎	290 (人/3㎡)	
7	明石西高等学校	二見町西二見1642-1	943-3350	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	12.0	◎	300 (人/3㎡)	
8	明石工業高等専門学校	魚住町西岡679-3	946-6017	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	無	無	12.1	◎	400 (人/3㎡)	
9	勤労福祉会館	相生町2丁目7-12	918-5422	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	有	有	2.2	◎	200 (人/3㎡)	
10	少年自然の家	大久保町江井島567	947-6181	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	10.4	◎	150 (人/3㎡)	
11	西部文化会館	二見町西二見597-2	943-6741	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	11.7	◎	100 (人/3㎡)	
12	弁財天厚生館	小久保5丁目14-5	927-6541	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	24.3	◎	40 (人/3㎡)	
13	鳥羽厚生館	野々上1丁目11-14	928-1130	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	24.3	◎	40 (人/3㎡)	
14	松陰厚生館	大久保町松陰95-2	935-3172	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	26.8	◎	30 (人/3㎡)	
15	西大窪厚生館	大久保町大窪353	936-7400	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	20.5	◎	40 (人/3㎡)	
16	西八木厚生館	大久保町八木599-3	935-1872	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	13.8	◎	50 (人/3㎡)	
17	美里厚生館	魚住町西岡996-1	942-3305	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	無	無	9.0	◎	60 (人/3㎡)	
18	上西厚生館	二見町西二見515	942-2015	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	無	12.8	◎	60 (人/3㎡)	

人数合計 3,260

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。  
 (津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)  
 (内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としないことを示す。

注4:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。



## 9 指定福祉避難所一覧表（公営及び民間施設 22 か所）

(2023年7月1日現在)

番号	施設名	住所	管理担当 連絡先	受入対象者	場 指 定 と 緊 急 重 複 難	想 定 収 容 人 数	備 考
1	総合福祉センター	貴崎1丁目5-13	918-5660	要配慮者全般	無	191人	
2	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	945-0294		無	149人	
3	特別養護老人ホーム ウェルフェア・グランデ明石	北王子町13-41	929-2630	介護保険制度上の要介 護・要支援該当者	無	10人	
4	障害者支援施設 博由園	大久保町大窪2573-16	936-7335	身体障害者(身体障害者 手帳所持者)	無	5人	
5	大地の家	大久保町大窪2752-1	934-1212	知的障害者(療育 手帳所持者)	無	10人	
6	木の根学園	大久保町大窪2752	918-5572		無	7人	
7	サポートセンター翔	魚住町長坂寺740	946-0544		無	6人	
8	ふくやま病院	硯町2丁目5-55	927-1514	医療的看視を要する 高齢者・障害者	無	10人	
9	西江井島病院	大久保町西島653	947-5311	医療的看視を要する高 齢者・障害者・乳幼児	無	19人	
10	神戸視力障害センター	神戸市西区曙町1070	923-4670	主に視覚障害のある者	有	20人	
11	はくほう会医療専門学校明石校	魚住町錦が丘4丁目12番 11	995-5126	妊産婦・乳幼児	無	30人	
12	特別養護老人ホーム恵泉	大久保町大窪3101-2	936-8160	介護保険制度上の要介 護・要支援該当者	無	6人	
13	恵泉第2特別養護老人ホーム	大久保町大窪2813	938-6933		無	10人	
14	恵泉第3特別養護老人ホーム	大久保町大窪2820	934-9111		無	10人	
15	ケアハウス恵泉	大久保町大窪2818	938-2200		無	3人	
16	第2ケアハウス恵泉	大久保町大窪2818-3	938-2600		無	7人	
17	介護老人保健施設恵泉	大久保町大窪3101-1	936-8003		無	10人	
18	恵泉グループホーム	大久保町大窪2813	938-6988		無	3人	
19	特別養護老人ホーム清華苑	大久保町大窪3104-1	934-0800		無	20人	
20	老人保健施設清華苑養力センター	大久保町3107-5	934-0070		無	5人	
21	特別養護老人ホームパール	魚住町西岡616-1	947-9831		無	20人	
22	明石養護学校	大久保町大窪2752-1	918-5935		在校中の肢体不自由者	無	20人

人数合計 571

## 10 協定に基づく福祉避難所一覧表（民間施設 1 か所）

(2023年7月1日現在)

番号	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難 場所との重複	備 考
1	明石特別養護老人ホームラガール	林崎町3丁目542-37	923-9230	無	

福祉避難所への避難は、一般の避難所や福祉避難室での生活が困難な要配慮者のうち、市の判断により必要性や緊急性の高い人から優先的に行うため、原則として、直接福祉避難所に避難することはできません。

## 11 その他の避難所一覧表（43か所）

番号	名称	所在地	標高(m)	備考
1	朝霧会館	朝霧町1丁目20-6	3.6	
2	東人丸会館	東人丸町13-19	23.1	
3	太寺会館	太寺2丁目14-8	31.8	
4	大蔵会館	大蔵中町12-14	2.6	
5	相生会館	天文町2丁目2-27	3.0	
6	ふれあい会館	東仲ノ町4-25	2.4	
7	親和会館	材木町1-12	2.4	
8	当津会館	日富美町12-1	2.4	
9	王子公民館	西新町2丁目10-5	3.6	
10	大道町公民館	大道町2丁目5-24	4.5	
11	船上中央会館	硯町2丁目3-28	3.6	
12	船上南会館	新明町9-11	1.9	
13	立石会館	立石1丁目3-33	4.1	
14	貴崎会館	貴崎1丁目5-11	15.2	
15	東松江公会堂	松江125-2	10.7	
16	和坂公民館	和坂2丁目9-5	18.1	
17	西明石町公民館	西明石町4丁目9-20	18.6	
18	西明石南町公民館	西明石南町2丁目21-8	18.7	
19	花園会館	花園町1-22	21.6	
20	別所公民館	別所町8-12	17.2	
21	東藤江公民館	東藤江2丁目13-3	15.4	
22	藤が丘公民館	藤が丘2丁目24-1	17.3	
23	藤江会館	藤江1304	15.1	
24	若林公民館	藤江1426-4	18.1	
25	今崎野公民館	藤江1651-6	9.0	
26	森田会館	大久保町森田163-2	21.6	
27	松陰新田公民館	大久保町松陰新田641-1	34.7	
28	松陰会館	大久保町松陰1039	22.6	
29	中ノ番会館	大久保町大窪1250	21.6	
30	大窪会館	大久保町大窪1214	18.5	

番号	名 称	所 在 地	標高(m)	備 考
31	山の下公民館	大久保町大窪1943	26.0	
32	山手台会館	大久保町山手台1丁目56	50.1	
33	谷八木公民館	大久保町谷八木759-1	11.8	
34	八木会館	大久保町八木206	14.5	
35	福田会館	大久保町福田2丁目8-3	17.7	
36	東江井安心コミュニティプラザ*	大久保町江井島82-1	14.3	
37	西島地区コミュニティ会館	大久保町西島961-2	10.6	
38	金ヶ崎文化センター	魚住町金ヶ崎1368-1	35.1	
39	長坂寺会館	魚住町長坂寺513-10	25.9	
40	清水公民館	魚住町清水886-2	33.8	
41	清水新田公民館	魚住町清水2473	28.5	
42	西岡会館	魚住町西岡1638-1	6.6	
43	西二見公民館	二見町西二見1191-4	7.1	

## 12 津波一時避難ビル指定施設一覧表（12か所）

（2023年7月1日現在）

番号	名称	所在地	標高(m)	避難場所
1	大蔵会館	大蔵中町12-14	2.6	2階
2	中崎小学校	中崎1-4-1	2.7	3階、4階の各教室
3	勤労福祉会館	相生町2-7-12	2.2	3階、4階の各フロア 建物東側非常階段
4	北庁舎（旧保健センター）	相生町2-5-15	2.7	3階～5階の各フロア 建物東側非常階段
5	市立生涯学習センター	東仲ノ町6-1	2.7	アスパシア明石北館 7階～9階の各フロア
6	神戸地方法務局明石支局	大明石町2-4-25	3.2	3階会議室
7	林小学校	林崎町1-8-10	2.4	3階、4階の各教室
8	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	5.3	3階運動室A・B
9	衣川中学校	南王子町7-1	1.9	3階、4階の各教室
10	ミリオンタウン明石硯町店	硯町3丁目12番40号	3.2	屋上駐車場
11	神戸地方検察庁明石支部 ・明石区検察庁	天文町2丁目2番21号	3.1	305号室及び待合室
12	あかし総合窓口・ あかしこども広場	大明石町1丁目6-1	2.6	明石駅前再開発ビル （パピオスあかし） 5階、6階のロビー

## 13 帰宅困難者一時滞在施設（1か所）

（2023年7月1日現在）

番号	名称	所在地	標高(m)	備考
1	あかし市民広場	大明石町1丁目6-1 明石駅前再開発ビル （パピオスあかし）2階	2.6	

## 14 土砂災害警戒区域（30か所）避難場所

番号	箇所名	箇所コード	避難場所	
			地震	風水害
1	朝霧北町（1）Ⅰ	104000001	松が丘小学校、朝霧中学校	同左
2	朝霧北町（2）Ⅰ	104000012	松が丘小学校、朝霧中学校	同左
3	北朝霧丘（1）Ⅰ	104000002	大蔵中学校	同左
4	北朝霧丘（2）Ⅱ	104000016	大蔵中学校	同左
5	朝霧東町	104000030	朝霧小学校	同左
6	大蔵谷（1）Ⅰ	104000003	朝霧小学校	同左
7	東野町（1）Ⅰ	104000009	朝霧小学校、人丸小学校	同左
8	東野町（2）Ⅰ	104000013	朝霧小学校、人丸小学校	同左
9	人丸町Ⅱ	104000017	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
10	太寺Ⅰ	104000014	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
11	山下町Ⅰ	104000004	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
12	藤江Ⅱ	104000018	藤江小学校	同左
13	谷八木（1）Ⅰ	104000005	谷八木小学校	同左
14	谷八木（2）Ⅰ	104000006	谷八木小学校	同左
15	八木（1）Ⅱ	104000019	大久保南小学校、大久保中学校	同左
16	八木（2）Ⅱ	104000020	大久保南小学校、大久保中学校	同左
17	八木（3）Ⅱ	104000021	大久保南小学校、大久保中学校	同左
18	八木（4）Ⅲ	104000025		同左
19	八木（5）Ⅲ	104000026	大久保南小学校、大久保中学校	同左
20	八木（6）Ⅲ	104000027	大久保南小学校、大久保中学校	同左
21	江井島（3）Ⅱ	104000022	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
22	江井島（4）Ⅱ	104000023	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
23	江井島（5）Ⅱ	104000024	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
24	江井島（6）Ⅲ	104000028	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
25	江井島（1）Ⅰ	104000007	江井島小学校、江井島中学校	同左
26	江井島（2）Ⅰ	104000010	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
27	江井島（7）Ⅲ	104000029	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
28	大窪Ⅰ	104000008	高丘西小学校	同左
29	西脇Ⅰ	104000015	山手小学校、錦が丘小学校	同左
30	金ヶ崎Ⅰ	104000011	山手小学校、錦が丘小学校 魚住小学校	同左

## 15 一時避難地（地域防災公園 10か所）

番号	公園名	所在地	面積	備考
1	朝霧公園	松が丘5丁目	22,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
2	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1丁目及び 大蔵海岸通2丁目地内	122,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽・ 海水利用防火水槽・緊急用係留岸壁
3	明石公園	明石公園	548,000 m <sup>2</sup>	
4	望海浜公園	船上町	23,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
5	上ヶ池公園	小久保1丁目	26,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
6	松江公園	松江	11,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
7	石ヶ谷公園	大久保町松陰	139,000 m <sup>2</sup>	
8	八木遺跡公園	大久保町八木	13,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
9	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎	85,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫
10	明石海浜公園	二見町南二見	170,000 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽

## 16 一時避難地（その他の近隣公園 10か所）

番号	公園名	所在地	面積	備考
1	人丸山公園	人丸町	13,000 m <sup>2</sup>	
2	中崎遊園地	中崎1丁目	9,000 m <sup>2</sup>	
3	松が丘公園	松が丘2丁目	30,000 m <sup>2</sup>	
4	高丘西公園	大久保町高丘7丁目	16,000 m <sup>2</sup>	
5	高丘東公園	大久保町高丘3丁目	20,000 m <sup>2</sup>	
6	魚住北公園	魚住町長坂寺字宮東	13,000 m <sup>2</sup>	
7	中尾親水公園	魚住町中尾字新池	19,000 m <sup>2</sup>	
8	住吉公園	魚住町中尾字社山	28,000 m <sup>2</sup>	
9	錦が丘中央公園	魚住町錦が丘2丁目	14,000 m <sup>2</sup>	
10	西二見公園	二見町西二見字出開地	12,000 m <sup>2</sup>	



17 明石市防災マップ

# 明石市防災マップ

## ■地域防災公園一覧

記号	公園名称	所在地
A	朝霧公園	松が丘5丁目
B	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1・2丁目
C	明石公園	明石公園
D	望海浜公園	船上町
E	上ヶ池公園	小久保1丁目
F	石ヶ谷公園	大久保町松陰
G	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎
H	明石海浜公園	二見町南二見
I	八木遺跡公園	大久保町八木
J	松江公園	松江



## ▲主な病院一覧

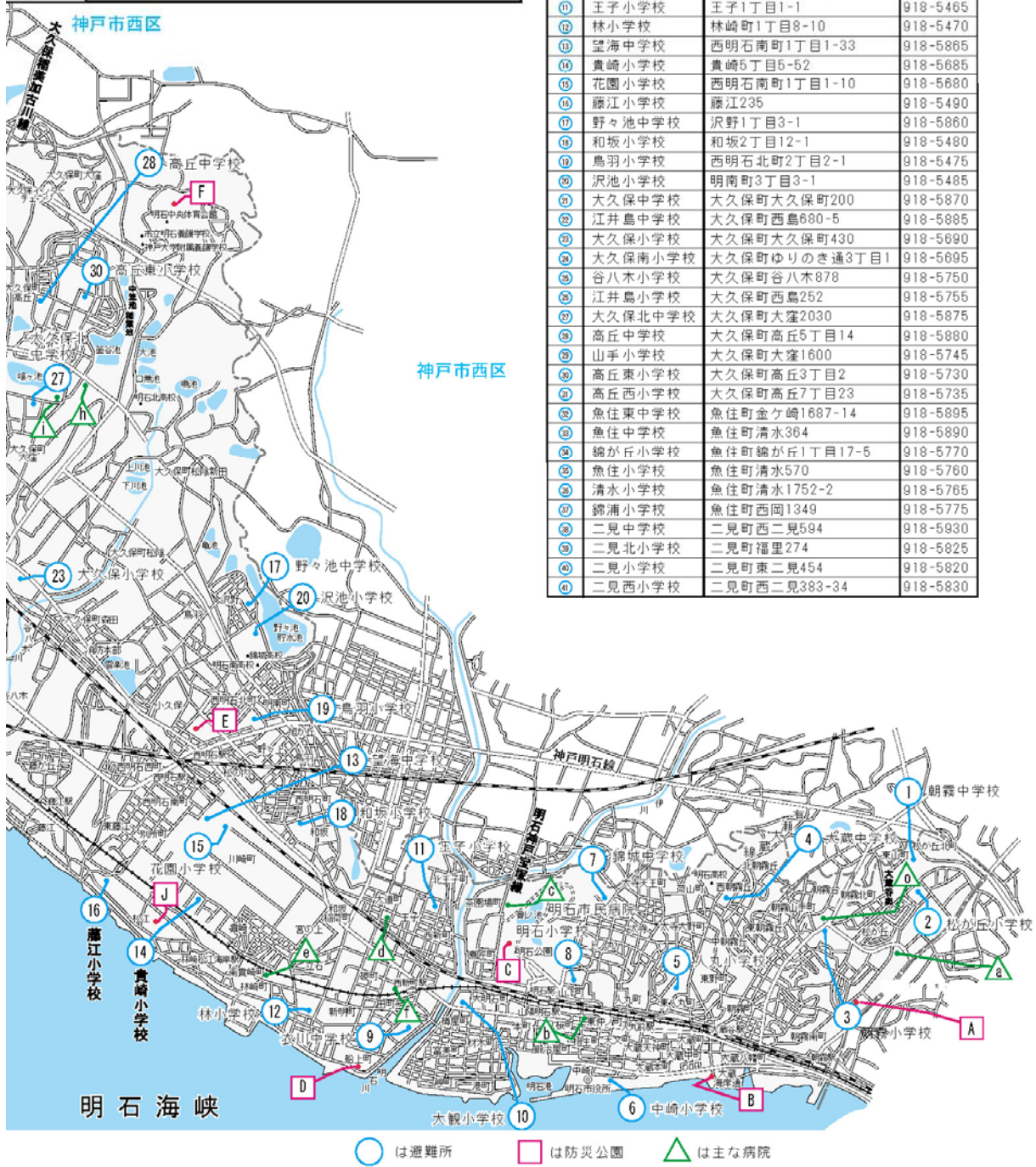
記号	病院名	所在地	電話
a	明舞中央病院	松が丘4丁目1-32	917-2020
b	石井病院	天文町1丁目5-11	918-1655
c	明石市民病院	鷹匠町1-33	912-2323
d	王子回生病院	大道町2丁目2-3	928-9870
e	あさひ病院	林崎町2丁目1-31	924-1111
f	ふくやま病院	靱町2丁目5-55	927-1514
g	明石医療センター	大久保町八木743-33	936-1101
h	神明病院	大久保町大窪2520	935-9000
i	大久保病院	大久保町大窪2095-1	935-2563
j	大西脳神経外科病院	大久保町江井島1661-1	938-1238
k	西江井島病院	大久保町西島653	947-5311
l	野木病院	魚住町長坂寺1003-1	947-7272
m	明石仁十病院	魚住町清水1871-3	942-1921
n	明石回生病院	二見町東二見549-1	942-3555
o	あざぎり病院	朝霧台1120-2	912-7575



● 避難所一覧 (市内小中学校のみ記載)

面積	備考
22,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
122,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽・海水利用防火水槽・緊急用係留岸壁
548,000㎡	
23,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
26,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
139,000㎡	
85,000㎡	備蓄倉庫
170,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
13,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
11,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽

番号	避難所名	所在地	電話
①	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845
②	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435
③	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445
④	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850
⑤	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450
⑥	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455
⑦	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835
⑧	明石小学校	山下町12-21	918-5430
⑨	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855
⑩	大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460
⑪	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465
⑫	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470
⑬	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865
⑭	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685
⑮	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680
⑯	藤江小学校	藤江235	918-5490
⑰	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860
⑱	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480
⑲	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475
⑳	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485
㉑	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870
㉒	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885
㉓	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690
㉔	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695
㉕	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750
㉖	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755
㉗	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875
㉘	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880
㉙	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745
㉚	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730
㉛	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735
㉜	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895
㉝	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890
㉞	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770
㉟	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760
㊱	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765
㊲	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775
㊳	二見中学校	二見町西二見594	918-5930
㊴	二見北小学校	二見町福里274	918-5825
㊵	二見小学校	二見町東二見454	918-5820
㊶	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830



## 第5 都市基盤・ライフライン関連資料

## 1 河川の概要

河川名	区 域	延長	備考
朝霧川	明石市大蔵谷 ～明石市大蔵八幡町	2,690m	2級河川
明石川	明石市北王子町 ～明石市船上町	2,290m	〃
伊川	明石市茶園場町	250m	〃
谷八木川	明石市大久保町松陰～明石市大久保町谷八木	3,505m	〃
赤根川	明石市大久保町大窪～明石市大久保町西島	4,305m	〃
瀬戸川	明石市魚住町清水 ～明石市魚住町西岡	4,110m	〃
清水川	明石市魚住町清水 ～明石市魚住町西岡	1,600m	〃
古城川	明石市大道町2丁目～明石市船上町	1,682m	雨水幹線
東松江川	明石市松江 ～明石市松江	520m	普通河川
西松江川	明石市松江 ～明石市松江	450m	〃
藤江川	明石市明南町3丁目～明石市藤江	2,773m	雨水幹線
東川	明石市大久保町大窪～明石市大久保町大久保町	1,900m	普通河川
谷八木川上流	明石市大久保町松陰～明石市大久保町松陰新田	520m	〃
城ヶ谷川	明石市大久保町八木～明石市大久保町八木	300m	〃
中尾川	明石市魚住町長坂寺～明石市魚住町中尾	1,400m	〃
城の川	明石市二見町東二見～明石市二見町東二見	400m	〃
種別の合計	2級河川延長の計	18,750m	7河川
	普通河川延長の計	5,490m	7河川
	雨水幹線延長の計	4,455m	2幹線
市内の河川延長の計		28,695m	16河川

## 2 河川等水防地区

名称	左・右岸	重要水防区域			対策工法
		地点名	延長(m)	予想される危険	
清水川	左・右	魚住町西岡（国道2号より下流260m）	260	溢水	〃

※ 重要水防区域とは、洪水または高潮等によって公共におよぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき区域をいう。

## 3 ため池

### (1) 要監視ため池

2023年6月1日現在

名称	所在地	堤長(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )	堤高(m)	備考
林谷池	和坂1丁目963	130	26,000	4.2	
新池	大久保町大窪字大谷2598-1	400	37,000	6.2	
寺池	大久保町松陰新田字屋敷裏665	164	9,000	5.2	
大池	大久保町松陰字大池337-1	268	36,000	6.0	
皿池	大久保町西脇字新池谷719-1	120	26,000	3.7	
真池	大久保町谷八木字奥北野1189-1	163	6,000	1.4	
上池	大久保町西島字原田682-1	560	12,000	2.1	
切池	大久保町西島字東原1	190	55,000	2.3	
新池	魚住町金ヶ崎字砂池谷1600	156	42,000	5.6	
大道池	魚住町金ヶ崎字大三味1645	130	40,000	3.3	
古前中池	魚住町長坂寺字横山739	97	10,000	3.5	
烏池	魚住町清水字烏池ノ下2275-1ほか	600	30,000	2.4	
寺山池	魚住町清水字寺山2731	372	17,000	3.4	
明神池	魚住町清水字明神下2597-1	577	20,000	2.6	
新池	魚住町清水字立会池ノ下633-1ほか	447	70,000	5.4	
安政池	魚住町西岡字戌ノ方谷2188-1	67	11,000	5.8	
稗沢池	二見町福里字上所668. 669-1	268	14,000	2.5	
湯ノ池	二見町東二見字池ノ上630-2	32	2,000	1.8	
鴻池	二見町東二見字池ノ上631-1. -6	130	7,000	3.5	

名称	所在地	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	備考
今池	二見町西二見字小池の北 383-1. -28	255	51,000	3.8	
平池	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	260	6,000	3.6	
古前上池	魚住町長坂寺字往還端他 1133	42	800	2.0	
新池	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	416	15,900	3.1	
西谷下池	魚住町錦が丘 2丁目 15	77	16,800	5.9	

※ 要監視ため池とは、防災重点農業用ため池（農業用ため池のうち決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池）のうち、老朽化の進行又は構造上の不備等によって洪水又は地震等に対して脆弱な状態であり改修又は耐震補強が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

## （２）防災重点農業用ため池（83か所）

2023年6月1日現在

名称	よみ	所在地	管理者
黒星池	くろぼしいけ	鳥羽字沢野 1973	鳥羽新田水利組合
林谷池	はやしたにいけ	和坂 1丁目 963	林水利組合
雲楽池	くもらいけ	藤江字雲楽 924-1	藤江水利組合
喰ヶ池	はみがいけ	大久保町大窪字高岡 2039-1 ほか	大窪水利組合
釜谷池	かまたにいけ	大久保町大窪字高岡 2570	中之番水利組合
稲葉池	いなばいけ	大久保町大窪字高岡 2571	中之番水利組合
中笠池	なかがさいけ	大久保町大窪字高岡 2572	中之番水利組合
岩蛇池	いわじゃいけ	大久保町大窪字高岡 2573	中之番水利組合
主池	おもいけ	大久保町大窪字高岡 2605-1. -2	福田水利組合
新池	しんいけ	大久保町大窪字大谷 2598-1	山ノ下水利組合
片淵池	かたぶちいけ	大久保町大窪字大谷 2609-9	山ノ下水利組合
中池	なかいけ	大久保町大窪字大谷 2611-2	法人（民間企業）
口無池	くちなしいけ	大久保町松陰新田字井ヶ谷 524	松陰新田水利組合
砂池	すないけ	大久保町松陰新田字井ヶ谷 525	松陰新田水利組合
寺池	てらいけ	大久保町松陰新田字屋敷裏 665	松陰新田水利組合
鳴池	なるいけ	大久保町松陰新田字鳴池 514	松陰新田水利組合
口無池	くちなしいけ	大久保町松陰字口無池 336	松陰水利組合
下川池	しもかわいけ	大久保町松陰字川池 384	松陰水利組合
上川池	かみかわいけ	大久保町松陰字川池 385-1	松陰水利組合
大池	おおいけ	大久保町松陰字大池 337-1	松陰水利組合
難波塚池	なんばつかいけ	大久保町松陰字難波塚池 861	松陰水利組合
皿池	さらいけ	大久保町西脇字新池谷 719-1	西脇水利組合

## 資料編 第5 都市基盤・ライフライン関連資料

名称	よみ	所在地	管理者
八十島池	やそじまいけ	大久保町西脇字八十島池の内 679	西脇水利組合
真池	まこといけ	大久保町谷八木字奥北野 1189-1	谷八木水利組合
下ケ池	しもがいけ	大久保町谷八木字奥北野 1190-1	谷八木水利組合
請池	うけいけ	大久保町八木字請池 744-1	八木水利組合
長池	ながいけ	大久保町八木字長池 742-1	八木水利組合
皿池	さらいけ	大久保町江井島字皿池 1219-1 ほか	江井ケ島土地改良区
谷池	たにいけ	大久保町江井島字谷池 1691-1 ほか	江井ケ島土地改良区
皿池	さらいけ	大久保町西島字原田 680-1 ほか	西島水利組合
新池	しんいけ	大久保町西島字原田 681-1	西島水利組合
上池	かみいけ	大久保町西島字原田 682-1	西島水利組合
切池	きりいけ	大久保町西島字東原 1	西島水利組合
下切池	しもきりいけ	大久保町西島字東原 2	西島水利組合
大池	おおいけ	大久保町西島字大池の下 691-1 ほか	西島水利組合
小谷辺下池	こたにべしもいけ	大久保町大久保町字下ケ谷 441	大久保町水利組合
亥の池	いのいけ	魚住町金ケ崎字亥の池の下 1195-1	金ケ崎水利組合
北浦池	きたうらいけ	魚住町金ケ崎字岡畑 1540	金ケ崎水利組合
皿池	さらいけ	魚住町金ケ崎字宮ノ前 780-1 ほか	金ケ崎水利組合
亥ノ谷池	いのたにいけ	魚住町金ケ崎字砂池谷 1593	金ケ崎水利組合
新池	しんいけ	魚住町金ケ崎字砂池谷 1600	金ケ崎水利組合
大道池	だいどういけ	魚住町金ケ崎字大三味 1645	金ケ崎水利組合
古前中池	ふるまえなかいけ	魚住町長坂寺字横山 739	長坂寺水利組合
第17号池	だいじゅうしちごういけ	魚住町長坂寺字下通り 1031	第17号池水利組合
山の谷池	やまのたにいけ	魚住町長坂寺字坂ブタイ 833-1	長坂寺水利組合
福池	ふくいけ	魚住町長坂寺字福池 15	長坂寺水利組合
竜の池	りゅうのいけ	魚住町長坂寺字龍ケ池 668-1	長坂寺水利組合
烏池	からすいけ	魚住町清水字烏池ノ下 2275-1 ほか	清水新田水利組合
寺山池	てらやまいけ	魚住町清水字寺山 2731	清水新田水利組合
小池	こいけ	魚住町清水字小池ノ下 2473-1	清水新田水利組合
大沢池	おおさわいけ	魚住町清水字大沢上 2702	清水新田水利組合
東新池	ひがししんいけ	魚住町清水字明神下 2582	東新池水利組合
明神池	みょうじんいけ	魚住町清水字明神下 2597-1	清水新田水利組合
立合池	たちあいけ	魚住町清水字立合池ノ下 617-1	立合池水利組合
宝永池	ほうえいいけ	魚住町清水字立合池ノ下 629	清水水利組合
新池	しんいけ	魚住町清水字立合池ノ下 633-1 ほか	清水水利組合
竜ヶ池	りゅうがいけ	魚住町清水字龍ケ池下 2655-1	清水新田水利組合
新池	しんいけ	魚住町中尾字皿池 701-1	中尾水利組合

名称	よみ	所在地	管理者
皿池	さらいけ	魚住町中尾字皿池 702-1	中尾水利組合
尻の池	しりのいけ	魚住町中尾字池ノ内 705-1	中尾水利組合
長谷池	ながたにいけ	魚住町中尾字長谷 392. 392-1 ほか	中尾水利組合
鴨谷池	かもたにいけ	魚住町西岡字三昧山北 453	鴨谷池水利組合
山川下池	やまかわしもいけ	魚住町西岡字地藏沢 2447-1	山川水利組合
半蔵池	はんぞういけ	魚住町西岡字半蔵上 202	半蔵池水利組合
安政池	あんせいいけ	魚住町西岡字戌ノ方谷 2188-1	山川水利組合
稗沢池	ひえさわいけ	二見町福里字上所 668. 669-1	福里水利組合
皿池	さらいけ	二見町福里字池ノ下 550-1	東二見水利組合
新池	しんいけ	二見町東二見字池ノ上 625	東二見水利組合
小池	こいけ	二見町東二見字池ノ上 630-1	東二見水利組合
湯ノ池	ゆのいけ	二見町東二見字池ノ上 630-2	東二見水利組合
鴻池	こういけ	二見町東二見字池ノ上 631-1 ほか	東二見水利組合
野々池	ののいけ	二見町西二見字岡下 1969-1	西二見水利組合
今池	いまいけ	二見町西二見字小池の北 383-1 ほか	西二見水利組合
大池	おおいけ	二見町西二見字大池ノ内 1657-6 ほか	西二見水利組合
小池	こいけ	二見町西二見字東小池ノ下 1943-1 ほか	西二見水利組合
平池	ひらいけ	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	鴨谷池水利組合
新池（藤江）	しんいけ	藤江 2028-41	明石市（産業政策課）
山神戸池	やまのかんどいけ	大久保町西脇字山ノ神戸 770-1	法人（民間企業）
古前上池	ふるまえかみいけ	魚住町長坂寺字往還端 1133	長坂寺水利組合
上ノ堀	うえのほり	魚住町清水 1951	個人
新池	しんいけ	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	清水新田水利組合
西谷下池	にしたにしもいけ	魚住町錦が丘 2 丁目 15	明石市（緑化公園課）
更池	さらいけ	二見町西二見字更池ノ内 1562-1	西二見水利組合

※ 防災重点農業用ため池とは、農業用ため池のうち決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池をいう

#### 4 海岸

区分	延長	管理者
国土交通省所管海岸（一般海岸）	6.4 k m	兵庫県
国土交通省所管海岸（港湾海岸）	7.0 k m	兵庫県
農林水産省所管海岸（漁港海岸）	2.6 k m	明石市
合計	16.0 k m	

## 5 港湾

区 分	名 称	管 理 者
重 要 港 湾	東 播 磨 港	兵 庫 県
地 方 港 湾	明 石 港	兵 庫 県
地 方 港 湾	江 井 島 港	兵 庫 県

## 6 漁港

区 分	名 称	管 理 者
第 2 種 漁 港	林 崎 漁 港	明 石 市
第 1 種 漁 港	松 江 漁 港	明 石 市
第 1 種 漁 港	藤 江 漁 港	明 石 市
第 1 種 漁 港	魚 住 漁 港	明 石 市

## 7 土砂災害警戒区域（30か所）

番号	箇所名	番号	箇所名
1	朝霧北町（1）Ⅰ	16	八木（2）Ⅱ
2	朝霧北町（2）Ⅰ	17	八木（3）Ⅱ
3	北朝霧丘（1）Ⅰ	18	八木（4）Ⅲ
4	北朝霧丘（2）Ⅱ	19	八木（5）Ⅲ
5	朝霧東町	20	八木（6）Ⅲ
6	大蔵谷（1）Ⅰ	21	江井島（1）Ⅰ
7	東野町（1）Ⅰ	22	江井島（2）Ⅰ
8	東野町（2）Ⅰ	23	江井島（3）Ⅱ
9	人丸町Ⅱ	24	江井島（4）Ⅱ
10	太寺Ⅰ	25	江井島（5）Ⅱ
11	山下町Ⅰ	26	江井島（6）Ⅲ
12	藤江Ⅱ	27	江井島（7）Ⅲ
13	谷八木（1）Ⅰ	28	大窪Ⅰ
14	谷八木（2）Ⅰ	29	西脇Ⅰ
15	八木（1）Ⅱ	30	金ヶ崎Ⅰ

※ 土砂災害警戒区域とは、次の要件に該当するものをいう。

- イ 急傾斜地の勾配が30度以上あるもの
- ロ 急傾斜地の高さが5m以上あるもの

## 8 土砂災害特別警戒区域（3か所）

番号	箇所名	番号	箇所名
1	朝霧東町	3	人丸町Ⅱ
2	東野町（2）Ⅰ		

※ 土砂災害特別警戒区域とは、次の要件に該当するものをいう。

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。



## 9 下水道の概要（公共下水道の普及状況）

(2023年6月1日現在)

名称	所在地	電話番号	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
朝霧浄化センター	明石市朝霧南町1丁目219		12,700
船上浄化センター	〃 船上町1-5	934-8863	38,700
大久保浄化センター	〃 大久保町八木742	934-3425	43,100
二見浄化センター	〃 二見町南二見3		58,500
計			153,000

## 10 浄水場の概要

(2023年6月1日現在)

名称	所在地	電話番号	浄水処理能力 (m <sup>3</sup> )
明石川浄水場	明石市大道町1丁目11-1	928-6384	30,000
鳥羽浄水場	〃 鳥羽1506-1	928-3649	51,000
魚住浄水場	〃 魚住町西岡2154-1	942-2612	41,200
(県水受水)	—————	—————	33,800
計			156,000

## 11 配水場等の概要

(2023年6月1日現在)

名称	所在地	電話番号	最大貯水能力 (m <sup>3</sup> )
東部配水場	明石市荷山町1744-1	911-2713	14,200
西部配水場	〃 大久保町西脇795	936-0300	16,900
中部配水場	〃 大久保町大窪3081		25,520
場内配水池	明石川浄水場		9,455
〃	魚住浄水場		15,410
〃	鳥羽浄水場		1,700
計			83,185

## 第6 水防法第15条関連施設資料

## 1 浸水想定区域内地下街等

番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX
1	アスパア明石	東仲ノ町6-1	915-5208	915-5703

地下街等は、消防法施行規則第12条第1項第8号ロ又はハ(ハ)に該当するもの

## 2 浸水想定区域内要配慮者利用施設

## (1) 明石川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	王子回生病院	大道町2丁目2-3	病院	928-9870	928-2527
2	ふくやま病院	硯町2-5-55	病院	927-1514	927-1619
3	石井病院	天文町1丁目5-11	病院	918-1655	918-1657
4	王子クリニック	北王子町13-60	診療所	924-1221	924-1223
5	中央こども家庭センター	北王子町13-5	児童福祉施設	923-9966	924-0033
6	北おうじ虹こども園	北王子町13-40	児童福祉施設	926-0260	926-0261
7	ポニー保育室	北王子町13-70 (県立がんセンター内)	児童福祉施設	929-1151	929-2380
8	明光保育園	西新町1丁目13-1	児童福祉施設	927-5776	927-5774
9	明光保育園王子分園	王子1丁目1-1	児童福祉施設	927-5588	927-5588
10	明光保育園大観分園	大明石町2丁目8-30	児童福祉施設	913-5515	913-5515
11	ホザナ保育園	王子2丁目5-6	児童福祉施設	928-1523	928-1523
12	スマイル保育園	西新町2丁目2-3	児童福祉施設	929-2851	929-2851
13	ピュアスポーツ保育園	田町1丁目1-6	児童福祉施設	220-3106	223-2057
14	市立王子保育所	大道町1丁目10-17	児童福祉施設	927-2100	927-2100
15	コスモチャイルド保育園 明石園	大道町1丁目5-1 ハイビル1階	児童福祉施設	940-8708	940-8736
16	王子回生病院 保育所	大道町1丁目14-20	児童福祉施設	928-9870	928-2527
17	ふくやま病院 コアラ保育園	硯町2-5-55	児童福祉施設	927-1514	927-1619
18	はやしのちいさな 保育園	林崎町1丁目1-21 MEDIC 林崎1階	児童福祉施設	923-3400	923-3400
19	JSE International Preschool	山下町13-17	児童福祉施設	584-1179	584-1179
20	さくらインターナショナル スクール	山下町13-11 米澤ビル3階	児童福祉施設	914-7351	914-7352
21	長寿院保育園	人丸町2-26	児童福祉施設	918-1361	918-1376
22	保育ルームあかし ちいさな COCORO	東仲野町4-47	児童福祉施設	912-8001	912-8011

## 資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
23	こぐまのお庭	東仲ノ町 2-9 R2 フラット久保 1 階	児童福祉施設	939-3941	939-3945
24	コスモチャイルド 保育園明石駅前園	大明石町 2 丁目 1-1 グリーンビルホテル明石 1 階	児童福祉施設	913-0555	913-0522
25	浄行寺愛児園	材木町 9-19	児童福祉施設	913-4517	913-4527
26	クレージュのぞみえん	船上町 7-23 アーバン・スクエア 205 号	児童福祉施設	926-1152	926-1184
27	ちゃいるどるーむ天文	明石市天文町 1 丁目 4-11	児童福祉施設	914-2626	914-2626
28	海岸通りあすのこども 園	中崎 1 丁目 2-27	児童福祉施設	939-3760	939-3761
29	グループホーム ブリランテ明石	北王子町 13-41	老人福祉施設	929-2630	929-2631
	特別養護老人ホームウェ ルフェア・グランテ明石		老人福祉施設	929-2630	929-2631
	ウェルフェア・グランテ明石 デイサービスセンターうらら		老人福祉施設	929-2630	929-2631
30	ウェルフェア・グランテ明石デ ィーサービスセンターきらら	王子 1 丁目 15-11 ロイヤルゾン山口 1 階	老人福祉施設	929-8885	929-8886
31	まんてん堂小規模多機能 型ホームあかし衣川	田町 2 丁目 1-16	老人福祉施設	926-0831	926-0832
32	まんてん堂グループホーム あかし衣川	田町 2 丁目 1-17	老人福祉施設	926-0831	926-0832
33	アシスタクラブ明石	船上町 7-23 アーバンスクエア 102 号	老人福祉施設	945-6652	945-6672
34	ファミリー デイサービス	硯町 2 丁目 4-15 グランテ・ハイツ池田 1 階	老人福祉施設	925-5333	925-5334
35	健康ぷらす明石事業所	立石 2 丁目 5-11	老人福祉施設	915-8187	915-8187
36	デイサービスセンター はやしのいおり	林崎町 1 丁目 10-25	老人福祉施設	778-0201	778-1156
37	有料老人ホームフリージア	大蔵八幡町 4-35	老人福祉施設	911-1165	911-4165
38	グループホーム大蔵の里	大蔵中町 21-7	老人福祉施設	914-2444	914-2445
39	アースサポート明石	中崎 1 丁目 1-1	老人福祉施設	917-8311	917-8411
40	デイサービス楽園明石海峡	中崎 1 丁目 1-1-102	老人福祉施設	203-2285	203-2161
41	明石デイサービスセンター 望海苑	材木町 3-4	老人福祉施設	919-5115	919-5155
42	ヒューマンライフケア明石の湯	材木町 11-20 メゾンラメール 1 階	老人福祉施設	915-0390	915-0385
43	あっぷるデイサービス明石	樽屋町 3-11	老人福祉施設	917-4165	918-9299
44	デイサービス海岸通り	林 2 丁目 10-13	老人福祉施設	926-1003	926-1013
45	シルバーハウス はやしの南	林 2 丁目 7-16	老人福祉施設	927-8666	927-8666

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
46	あすなろ	王子2丁目10番19号	障害者施設	920-1151	928-4191
47	にじ作業所 パン工場なないろ	西新町2丁目5-15	障害者施設	925-7716	925-7716
48	明石ともしび会 ふれあい作業所	西新町1丁目6-12	障害者施設	924-1699	924-1699
49	工房四つ葉	西新町2丁目15-15 大西ビル1階	障害者施設	924-0140	939-6080
50	あかしゆらんクラブ	西新町2丁目1-5 明石福清ビル201号	障害者施設	945-5203	945-5204
51	サポートセンター 貴和	田町2丁目3-3	障害者施設	921-0168	921-0168
52	にじの家	田町2丁目7-1	障害者施設	924-7377	911-7851
53	レインボーハウス	船上町8-3	障害者施設	923-0911	923-0911
54	ふらーぷ	硯町2丁目2-23 ディマーレ辻本2階	障害者施設	928-8810	928-8810
55	放課後等デイサービス ファミリー	硯町1-5-2	障害者施設	929-1600	929-1601
56	アップス	硯町2丁目5-1 明石ハウス113	障害者施設	924-0506	924-0507
57	リーフあかし	硯町3丁目11番24号	障害者施設	992-3000	992-0333
58	クッキー工房 スイーツペア	大蔵天神町22-25 シサイトパレス錦明館106	障害者施設	920-9530	920-9530
59	オフィスジョブエル	相生町1丁目2-34 101号	障害者施設	940-6932	940-6932
60	Small Steps なゆた	相生町2丁目2-12	障害者施設	915-1355	913-8007
	Small Steps ゆくい	KKK第3ビル1階	障害者施設	915-1355	913-8007
61	わかば	相生町2丁目5-5 KSビル1階	障害者施設	920-8730	920-8731
62	グッドフェローズ 明石	相生町2丁目5-5 KSビル2階・3階	障害者施設	939-3601	939-3602
63	児童デイサービス みゅーず	相生町2丁目6-6 長谷川ビル1階	障害者施設	915-8799	915-8799
64	そら	相生町2丁目11-9 大枝ビル5階	障害者施設	995-9246	995-9246
	1/f ゆらぎ		障害者施設	995-9246	995-9246
	だいち		障害者施設	995-9246	995-9246
65	地域活動支援センター くれよん	相生町2丁目2-34 シャトー明石104号	障害者施設	920-9565	920-9565
66	スマイル明石 地域活 動支援センター	中崎1丁目1-1 マリンパレス明石102	障害者施設	203-2285	203-2161
67	時のわらし	明石市中崎1丁目5-1 明石市役所南会議室棟 101.102 会議室	障害者施設	918-8500	918-8500

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
68	作業所ほのぼの	本町1丁目6-3 玉木ビル	障害者施設	913-5315	913-5315
69	キャリアネット明石 地域活動支援センター	桜町2-22 大塚マンション103号	障害者施設	913-0516	913-0516
70	ハピネス	大明石町1丁目7-35 新明ビル7階	障害者施設	915-1237	915-1238
71	こぐまくらぶ明石	本町2丁目9-6 RS本町ビル2階	障害者施設	203-5656	203-5656
72	こぐまくらぶ明石 ウエスト	本町2丁目6番3号 網岡ビル1F	障害者施設	939-2650	939-2650
73	にじ作業所	日富美町5-16 ハリマビル1階	障害者施設	911-7851	911-7851
74	てんとうむし	大観町16番7号	障害者施設	090-7342-7391	911-7851
75	てんとうむしII	日富美町5-16 ハリマビル3階	障害者施設	090-7342-7391	911-7851
76	ハンズ明石	樽屋町8-32 甲南アセット明石第一ビル5階	障害者施設	911-6900	911-6900
77	コスモス共同作業所	樽屋町15-15 藤井ビル3階	障害者施設	911-8650	911-8650
78	こぐまクラブ森友II	大道町1-1-25中 西第3マンション102号	障害者施設	995-8404	995-8404
79	コペルプラス 明石教室	本町1丁目1-28 明石 中村ビル3階	障害者施設	995-8875	995-8889
80	こぐまの森 明石	東仲ノ町2-9 R2フラット 久保1階東	障害者施設	914-0867	939-5822
81	時のわらしAP	東仲ノ町1丁目6番1号	障害者施設	912-1340	912-1340
82	特定非営利活動法人明石 ともしび会 さくら工房	大蔵八幡町7-11	障害者施設	912-4433	912-4455
83	ジョブエル	大蔵天神町8-4	障害者施設	777-2335	777-2335
84	楽園ウォーク	中崎 1-1-1 マリンパレス明石	障害者施設	203-2285	203-2161
85	市立王子幼稚園	王子1丁目1-1	幼稚園	928-3032	928-3032
86	市立林幼稚園	林崎町1丁目8-10	幼稚園	922-2608	922-2608
87	神戸大学附属幼稚園	山下町3-4	幼稚園	911-8288	914-8153
88	錦江幼稚園	東仲ノ町3-5	幼稚園	911-5081	911-5085
89	市立大観幼稚園	大明石町2丁目8-30	幼稚園	912-1570	912-1570
90	市立播陽幼稚園	中崎1丁目4-10	幼稚園	911-3630	911-3630
91	COZY ONE	北王子町8-6	障害者施設	945-5499	945-5459

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
92	おおぞら保育園西新町園	硯町2丁目5番67号	児童福祉施設	995-9131	955-9131
93	LITALICO ワークス明石	本町2-2-20	障害者施設	915-1715	915-1716

(2) 赤根川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	大久保保育園	大久保町大窪 1865-7	児童福祉施設	936-1471	936-1549
2	大久保保育園分園	大久保町大窪 1858-2	児童福祉施設	939-3980	936-1549
3	星鈴ピエニ大久保園	大久保町大窪 1575-1	児童福祉施設	936-1001	936-1009
4	フルーツバスケット保育園	大久保町西脇 356-1	児童福祉施設	224-5350	936-1127
5	地域密着型特別養護老人ホーム フィジオ大久保ケアホーム	大久保町大窪 1533-1	老人福祉施設	937-2226	937-2227
6	元気あっぷ大久保 デイサービスセンター	大久保町大窪 1741-1 TOAST AKASHI 1階	老人福祉施設	937-0750	937-0760
7	ケアネット ショートステイ明石	大久保町大窪 1826-14 2階	老人福祉施設	934-8256	934-0584
8	ケアネット デイサービスセンター明石	大久保町大窪 1826-14 1階	老人福祉施設	934-8256	934-0584
9	サービス付き高齢者向け 住宅おおくぼの里	大久保町大窪 1976-1	老人福祉施設	934-3737	934-3736
10	愛の家グループホーム 明石大久保茜	大久保町茜 3丁目 11-1	老人福祉施設	937-1680	937-1681
11	児童発達支援つぼみ	大久保町大窪 1521-2 衣笠ビル 2F	障害者施設	934-6234	934-6235
12	発達支援 デイサービス feel	大久保町大窪 1557-8	障害者施設	220-3234	224-1023
13	居場所ホーム	大久保町大窪 1651-8	障害者施設	935-7779	935-7780
14	放課後等デイサービス いろえんぴつ山手	大久保町大窪 1723-4 晶栄ビル 2階	障害者施設	935-2955	935-2955
15	市立山手幼稚園	大久保町大窪 1600	幼稚園	936-1307	936-1307
16	まどかこども園	大久保町大窪 347-1	児童福祉施設	936-9527	936-9745
17	福田保育園	大久保町江井島 1340	児童福祉施設	935-6271	935-6272
18	江井ヶ島作業所	大久保町江井島 638	老人福祉施設	946-4351	946-4352
19	江井ヶ島幼稚園	大久保町西島 252	幼稚園	946-1049	946-1049
20	家庭保育ルーム ビスケット	大久保町西島 184-1-906	児童福祉施設	090-6966-1401	946-3996

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
21	JSE International Labo	大久保町大窪 220-1	児童福祉施設	915-8282	915-8282
22	なないろの家	大久保町大窪 1497-3	障害者施設	965-6616	965-6617
23	グループホーム ピコタン	大久保町江井島 40-1	障害者施設	947-5848	947-5848

## (3) 瀬戸川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	福田保育園分園	魚住町清水 1600-1	児童福祉施設	943-3003	943-3003
2	清水の家・仁十	魚住町清水 1628-1	老人福祉施設	941-2670	941-2682
3	ゆとり庵魚住	魚住町西岡 2142	老人福祉施設	944-0707	944-0708
4	市立清水幼稚園	魚住町清水 1752-2	幼稚園	943-4801	943-4801

## (4) 朝霧川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	あいの葉保育園	大蔵谷奥9-10エスポワール レジデンス朝霧	児童福祉施設	914-0550	914-0551

## 第7 土砂災害防止法第8条関連施設資料

## 1 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	特別養護老人ホーム 彩葉	大久保町大窪 2603-205	老人福祉施設	934-5058	934-5059

## 第8 協定・要綱関連資料

## 1 協定等締結状況（関西広域連合）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	平成25年2月25日	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	救援物資の提供等
2	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	平成27年3月17日	コンビニエンスストア・外食事業者	帰宅困難者に対する支援

## 2 協定等締結状況（兵庫県）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	災害時における放送要請に関する協定	昭和53年4月1日～平成24年4月1日	日本放送協会神戸放送局 ほか9社	放送要請
2	災害時における報道要請に関する協定	平成9年5月15日	神戸新聞社 ほか9社	報道要請
3	防災情報の提供と放送に関する覚書	平成13年4月1日	ラジオ関西	防災情報の放送実施
4	災害時における物資の調達に関する協定	平成17年11月1日	株式会社ローソン	食糧、飲料水、日用品の提供等
5	災害時における飲料の提供・調達に関する協定	平成18年3月9日～平成19年4月27日	コカ・コーラウエスト株式会社、アサヒ飲料株式会社明石工場 ほか	飲料の提供等
6	災害時における応急対策用物資の供給等に関する協定	平成19年1月12日	コーナン商事株式会社 ほか	応急対策用物資の供給等
7	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	兵庫県 ほか8府県	食料、飲料水及び生活必需品の提供、資機材及び物資の提供等

## 3 協定等締結状況（明石市）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	兵庫衛星通信ネットワーク設備の設置及び管理運営に関する協定書	平成5年2月15日	兵庫県	衛星通信設備の設置及び管理運営
2	災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の設置及び管理運営に関する協定書	平成8年8月28日	兵庫県	災害対応総合情報システム端末の設置及び管理運営
3	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協定に関する協定	平成8年1月16日	兵庫県内自治体病院開設者	医療救護チーム派遣、患者受入れ、医師及び医薬品の提供等
4	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成8年3月19日	生活協同組合コープこうべ	食料、飲料水及び生活必需品の確保
5	日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する協定	平成9年7月10日	日本水道協会関西地方支部ほか6支部	飲料水の提供、施設の応復旧に必要な物資の提供
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年1月17日	一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部	災害応急対策業務の応援
7	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	兵庫県及び県内市町等	水道災害発生時の応急給水・復旧、資機材の拠出等
8	神戸市と明石市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成16年11月16日	神戸市	災害発生時の連絡管による応復給水
9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県及び県内市町、関係一部事務組合	災害廃棄物処理に係る職員の応援及び資機材の提供等
10	災害時における相互応援協定	平成18年5月11日	神戸市及び神戸市隣接市（明石市ほか6市町）	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
11	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	明石市ほか10市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
12	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県及び県内市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
13	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成18年12月1日	イオンリテール株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
14	神戸市・明石市消防相互応援協定	平成19年2月6日	神戸市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
15	明石市・加古川市消防相互応援協定	平成19年3月30日	加古川市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
16	災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定	平成19年7月10日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応復旧、資機材の拠出等
17	災害時における相互応援に関する協定	平成19年9月1日	淡路市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
18	災害時における放送要請に関する協定	平成19年11月1日	株式会社明石ケーブルテレビ	災害情報の放送要請
19	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	株式会社ダイエー	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
20	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	マックスバリュ西日本株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
21	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成20年3月19日	兵庫県自動車整備振興会明石支部	災害時の被災者救援、障害物除去等の応急対策業務の応援
22	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈱レンタルのっけん西神戸営業所	災害発生時の仮設便所等の供給
23	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈱平野興業	災害発生時の仮設便所等の供給
24	災害時における緊急応援に関する協定	平成21年4月1日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応復旧、資機材の拠出等
25	災害時における輸送業務に関する協定	平成23年9月1日	明石地区タクシー協会	災害時における人員等の輸送への協力



No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
26	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱平安	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
27	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱タライ	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
28	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	山陽バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
29	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	神姫バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
30	災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定	平成24年4月1日	第一環境㈱関西支店	水道災害発生時の応急復旧、資機材の搬出等
31	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日	明石市、加古川市、播磨町、稲美町、八尾市、東大阪市、柏原市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
32	災害時における支援協力に関する協定	平成24年7月1日	兵庫県石油業組合西神明支支部	災害時における石油類燃料の供給及び被災者の救援
33	災害時における兵庫県明石市と千葉県市川市との相互応援に関する協定	平成25年1月17日	市川市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援等
34	明石市と加古川市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年3月27日	加古川市	災害発生時の連絡管による応援給水
35	津波一時避難地としての利用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	津波一時避難地としての敷地の利用に関する協力
36	明石川崎ヘリポート使用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	災害時のヘリポートの使用に関する協力
37	災害時における支援協力に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県LPガス協会明石支部	災害時におけるLPガス及び資機材の供給に関する協力
38	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県トラック協会明石支部	災害時における物資等の輸送に必要な車両及び人員の提供
39	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県内市町及び消防一部事務組合等	大規模災害発生時における職員の応援及び資機材の提供等
40	明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年12月3日	播磨町	災害発生時の連絡管による応援給水
41	災害時における避難所及び防災関係機関の活動拠点等の使用に関する協定	平成25年12月20日	神戸事務所	災害時に避難所及び防災関係機関の活動拠点等としての施設の使用に関する協力
42	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（締結日は明石市加入日）	平成25年12月27日	明石市及び近畿・中国・四国・九州の沿岸部自治体	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
43	災害時における明石市と兵庫県立大学看護学部及び地域ケア開発研究所の支援協力に関する協定	平成26年3月11日	兵庫県立大学	災害発生時における被災者支援、救護等での救護・看護に関する協力
44	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	明石市を含む播磨地域13市9町	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
45	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年7月10日	㈱金田土木協会 災害時応急対策協議会	災害応急対策業務の応援
46	明石市と稲美町の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成26年10月2日	稲美町	災害発生時の連絡管による応援給水
47	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年12月25日	協同会	災害応急対策業務の応援
48	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	アカシクリエイティブクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
49	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	一般社団法人明石青年会議所	災害発生時のボランティア活動への協力
50	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年9月1日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等
51	災害時における段ボール製品の供給に関する協定	平成28年3月11日	セツコトーン株式会社	災害時における段ボール製品の供給
52	災害時における緊急測量業務に関する協定	平成28年3月11日	明石市測量設計業協会	災害時における緊急測量業務への協力
53	災害発生時における要配慮高齢者等福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年3月11日	社会福祉法人山輝会ウェルフェア・グランド明石	災害時における福祉避難所の開設、要配慮高齢者の受け入れ
54	災害発生時における要配慮障害者等福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年3月11日	社会福祉法人博由社博由園	災害時における福祉避難所の開設、要配慮障害者の受け入れ
55	災害発生時における要配慮障害者等福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年3月11日	社会福祉法人明桜会	災害時における福祉避難所の開設、要配慮障害者の受け入れ
56	災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年3月11日	医療法人社団医心会ふくやま病院	災害時における福祉避難所の開設、要配慮者の受け入れ
57	災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年9月1日	医療法人双葉会西江井島病院	災害時における福祉避難所の開設、要配慮者の受け入れ
58	災害発生時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	平成29年9月1日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給
59	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年3月11日	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター	災害時における福祉避難所の開設、視力障害のある要配慮者の受け入れ
60	災害時における応急活動に関する協定	平成30年1月22日	神鋼環境メンテナンス株式会社	水道災害発生時の応急復旧、資機材の搬出等
61	中核市災害相互応援協定	平成30年4月1日	明石市ほか中核市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
62	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成31年3月11日	アスピア明石北館・南館管理組合 明石地域振興開発株式会社	市本庁舎等が使用不能となった場合の代替施設としての施設等の提供協力
63	災害時における航空写真撮影等に関する協定書	令和元年5月14日	株式会社バスコ神戸支店	災害時等に、航空写真撮影等の必要が生じた場合の支援
64	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	令和2年8月6日	国立大学法人 神戸大学	大規模災害発生時の避難者増加により市の指定避難所での収容が困難になった場合に神戸大学附属小学校の一部を避難所として使用
65	災害時の避難施設に係る情報提供等に関する協定	令和3年1月15日	株式会社バカン	災害発生時の避難所の混雑状況等、施設等の空き情報配信システムを利用して配信し、市民がスマートフォンやパソコンで確認できるようにすることで、スムーズな避難や分散避難につなげる
66	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和3年2月10日	西尾レントオール株式会社	災害発生時に必要となる資機材について、協定の相手方から優先的に提供を受け、速やかな支援、復旧活動につなげる

資料編 第8 協定・要綱関連資料

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
67	災害時におけるボランティア協定	令和3年3月25日	明石ライオンズクラブ 明石セントラルライオンズクラブ 明石二見ライオンズクラブ 明石北ライオンズクラブ 明石西ライオンズクラブ 明石魚住ライオンズクラブ 明石しおさいライオンズクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
68	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	令和3年7月1日	兵庫トヨタ自動車株式会社 神戸トヨペット株式会社 トヨタカローラ兵庫株式会社 ネットトヨタ兵庫株式会社 ネットトヨタウエスト兵庫株式会社 トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社	外部給電可能な車両の提供を受け、停電している避難所において必要な電力を確保する
69	災害時等における施設等の使用に関する協定書	令和3年8月27日	イオンリテール株式会社	災害時等の車中避難先として、イオンショッピングセンターの立体駐車場の一部及びトイレ等を使用
70	災害救助に必要な物資の供給に関する協定書	令和4年8月16日	シバタ工業株式会社	災害時における長靴等の防災資機材の供給
71	災害時における連携協力に関する協定	令和4年11月28日	兵庫県弁護士会	被災者に対する相談業務、有益な情報提供等による生活再建の支援

4 協定等締結状況（津波一時避難ビル関連）（明石市）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	津波一時避難ビルに関する協定書	平成25年3月1日	大蔵地区連合町内会	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
2	津波一時避難ビルに関する協定書	平成25年3月1日	神戸地方務局	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
3	津波一時避難ビルに関する協定書	平成27年11月5日	株式会社万代	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
4	津波一時避難ビルに関する協定書	平成28年3月11日	神戸地方検察庁	津波一時避難ビルとしての一時的な使用

5 その他締結状況（申し合わせ・覚書）（明石市）

No.	名称	締結日	締結先	内容
1	災害等の応援に関する申し合わせ	平成24年10月23日	国土交通省近畿地方整備局	災害時における応援の円滑な実施
2	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年10月31日	西日本電信電話株式会社兵庫支店	特設公衆電話の設置、利用及び管理

## 第9 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止することが多い。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ

階級	人の体感・行動	屋内の状況
1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。
2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。